



発行 新潟県

第25号

令和6年4月2日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 目 次

## 告 示

- 388 軽油引取税免税証の亡失届(税務課)
- 389 被災者生活再建支援法の対象となる自然災害(防災企画課)
- 390 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 391 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届(福祉保健総務課)
- 392 新潟県地域保健医療計画の策定(地域医療政策課)
- 393 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更(食品・流通課)
- 394 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 395 土地改良事業計画の変更認可(農地計画課)
- 396 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 397 県営土地改良事業計画の縦覧(農地計画課)
- 398 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 399 土地改良区役員の就任届(農地計画課)
- 400 土地改良区の定款変更認可(農地計画課)
- 401 県営土地改良事業の工事完了(農地建設課)
- 402 県営土地改良事業の工事完了(農地整備課)
- 403 県営土地改良事業の工事完了(農村環境課)
- 404 道路の区域変更(道路管理課)
- 405 道路の供用開始(道路管理課)
- 406 道路の区域変更(道路管理課)
- 407 道路の供用開始(道路管理課)
- 408 道路の区域変更(道路管理課)
- 409 道路の供用開始(道路管理課)
- 410 道路の区域変更(道路管理課)
- 411 道路の供用開始(道路管理課)
- 412 道路の区域変更(道路管理課)
- 413 道路の供用開始(道路管理課)
- 414 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 415 都市計画の図書の写しの縦覧(都市政策課)
- 416 指定納付受託者の指定(出納局管理課)
- 417 指定納付受託者の指定(出納局管理課)
- 418 指定納付受託者の指定(出納局管理課)

## 公 告

- 予算の公表(財政課)
- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催(消防課)
- 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催(消防課)
- 調理師試験の実施(健康づくり支援課)
- 特定調達契約(物品の購入等)に係る競争入札参加者の資格(出納局会計検査課)
- 特定調達契約(庁舎等管理業務の委託)に係る競争入札参加者の資格(出納局会計検査課)

## 病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会告示

28 政治団体の届出の訂正報告（選挙管理委員会）

公安委員会告示

35 少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域（少年課）

告 示

◎新潟県告示第388号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
20 リットル	10174367 ～ 10174380	14	十日町市山本町5丁目866-6 株式会社 山田屋商店 十日町給油所

◎新潟県告示第389号

令和6年1月1日、新潟県の区域内において発生した「令和6年能登半島地震による災害」を被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）の対象となる自然災害とする。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

◎新潟県告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田巻歯科医院	三条市元町2-29	令和6年1月1日
燕三条すごろ脳脊髄クリニック	三条市上須頃 1525	令和6年3月1日
上須頃薬局	三条市上須頃 1520-8	令和6年3月1日
しなの薬局 県央基幹病院前店	三条市上須頃 5001 番地 5	令和6年3月1日
すまいる薬局	五泉市太田 976-1	令和6年1月1日

◎新潟県告示第391号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
田巻歯科医院	三条市元町2-29	令和5年12月31日
風間内科医院	南魚沼市塩沢207番地2	令和5年12月31日

## ◎新潟県告示第392号

医療法（昭和23年法律第205号）第30条の6の規定により、第7次新潟県地域保健医療計画（令和4年4月新潟県告示第404号）の変更を決定したので、同法第30条の4第18項の規定により公示する。なお、当該変更後の計画書を新潟県福祉保健部地域医療政策課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

## 1 主な改定事項

- (1) 計画書の名称を「第8次新潟県地域保健医療計画」とする。
- (2) 計画期間を令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までとする。
- (3) 基準病床数（医療法第30条の4第2項第17号）を次のとおり変更する。

ア 各圏域における一般病床及び療養病床の基準病床数

二次保健医療圏域名	基準病床数
下 越	1,954床
新 潟	8,127床
県 央	1,910床
中 越	4,188床
魚 沼	1,445床
上 越	2,623床
佐 渡	543床

イ 県全域における精神病床、感染症病床及び結核病床の基準病床数

病床種別	基準病床数
精神病床	5,114床
感染症病床	36床
結核病床	18床

- (4) 各論第2章に「新興感染症」についての記載を追加し、「6事業及び在宅医療等に係る医療連携体制の構築等」とする。
- (5) 「圏域別重点取組方針」を廃止する。
- (6) その他所要の記載の追加等を行う。

## 2 変更年月日

令和6年3月31日

## ◎新潟県告示第393号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15025	登録年月日	平成17年8月11日				
登録検査機関の名称	有限会社 坂爪商店						
代表者氏名	代表取締役 坂爪 寿栄						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市秋葉区中野二丁目5番7号						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産玄米						
農産物検査を行う区域	農 産 物 検 査 員			成 分 検 査 業 務 受 委 託 先			
	氏 名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	江畑 明日香	玄米	K152023048				
備 考	略称『(有)坂爪商店』 令和6年4月2日農産物検査員1名の新規登録。検査員合計4名。						

◎新潟県告示第394号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、五泉市の十全土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年4月2日

新潟県新潟地域振興局長

1 就 任

理事 五泉市村松乙457番地 佐久間 澄江

就任年月日 令和6年3月14日

◎新潟県告示第395号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業計画の変更を認可した。

令和6年4月2日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	新規変更の別	認可年月日	根拠条文
新潟市 西蒲原土地改良区	西蒲原 土地改良区	維持管理事業	変更	令和6年3月22日	第48条

◎新潟県告示第396号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、三条市の一部を受益地域とする県営新屋地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年4月3日から令和6年5月1日まで

3 縦覧に供する場所

三条市役所第二庁舎農林課

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第397号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、三条市の一部を受益地域とする県営南五百川地区区画整理・農業用排水施設整備(経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年4月3日から令和6年5月1日まで

3 縦覧に供する場所

三条市役所第二庁舎農林課

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

#### ◎新潟県告示第398号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、長岡市中之島土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年4月2日

新潟県三条地域振興局長

1 就 任

理事 長岡市中之島西野 217 番地 金田 豊

就任年月日 令和6年3月16日

#### ◎新潟県告示第399号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、柏崎市の柏崎土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和6年4月2日

新潟県柏崎地域振興局長

1 就任

理事 柏崎市大字東条2169番地 小林 正雄

就任年月日 令和6年3月19日

◎新潟県告示第400号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の金井土地改良区の定款の変更を令和6年3月25日認可した。

令和6年4月2日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第401号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
鉢	農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）	十日町市	令和5年12月13日

◎新潟県告示第402号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
城之古新開	区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業	十日町市	令和5年12月5日

◎新潟県告示第403号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
山本	区画整理（農地環境整備）事業	小千谷市	令和5年7月12日

◎新潟県告示第404号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平石西ノ裏線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市小栗山字長表300番3から	新	16.0～18.2メートル	73.6メートル
同市小栗山字長表319番3まで	旧	16.0～27.0メートル	120.3メートル

備考 路線の重用  
一部区間一般国道17号と重用

#### ◎新潟県告示第405号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 平石西ノ裏線
- 2 供用開始の区間  
南魚沼市小栗山字長表300番3から同市小栗山字長表319番3まで
- 3 供用開始の期日 令和6年4月2日

#### ◎新潟県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新井柿崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大潟区内雁子字折戸144番1から	新	8.2～11.4メートル	564.2メートル
同市吉川区長峰字二番割76番1まで	旧	6.6～11.0メートル	564.2メートル

#### ◎新潟県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 新井柿崎線
- 2 供用開始の区間  
上越市大潟区内雁子字折戸144番1から同市吉川区長峰字二番割76番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年4月2日

#### ◎新潟県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新井柿崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市吉川区長峰字羽抜谷内187番1から	新	6.6～11.0メートル	555.4メートル
同市柿崎区江島新田字稲場609番2まで	旧	6.6～10.4メートル	555.4メートル

◎新潟県告示第409号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路線名 県道 新井柿崎線
- 2 供用開始の区間  
上越市吉川区長峰字羽抜谷内187番1から同市柿崎区江島新田字稲場609番2まで
- 3 供用開始の期日 令和6年4月2日

◎新潟県告示第410号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 横畑高田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
上越市大字北谷字惣四郎738番7から	新	3.9～55.8メートル	466.4メートル
同市大字皆口字柳清水94番1まで	旧	3.5～9.0メートル	463.7メートル

◎新潟県告示第411号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世



- 1 路線名 県道 横畑高田線
- 2 供用開始の区間  
上越市大字北谷字惣四郎738番7から同市大字皆口字柳清水94番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年4月2日

#### ◎新潟県告示第412号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 名木山浦川原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上越市浦川原区小谷島字沢田326番1から 同市浦川原区小谷島字万場27番1まで	新	5.8～20.4メートル	648.9メートル
	旧	(A) 3.4～19.2メートル	647.3メートル
		(B) 3.4～19.2メートル	647.7メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

#### ◎新潟県告示第413号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 名木山浦川原線
- 2 供用開始の区間  
上越市浦川原区小谷島字沢田326番1から同市浦川原区小谷島字万場27番1まで
- 3 供用開始の期日 令和6年4月2日

#### ◎新潟県告示第414号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 南魚沼都市計画道路（南魚沼市決定）  
名称 3・6・15号 田町上島線
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

#### ◎新潟県告示第415号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 変更に係わる都市計画の種類及び名称  
種類 栃尾都市計画ごみ焼却場（長岡市決定）  
名称 栃尾市ごみ焼却場（栃尾クリーンセンター）
- 2 縦覧の場所  
新潟県土木部都市局都市政策課

#### ◎新潟県告示第416号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称  
東京都江東区豊洲二丁目2番31号  
三井住友カード株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機を言う。）を設置する組織において納付する歳入
- 3 指定期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### ◎新潟県告示第417号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称  
新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号  
第四ディーシーカード株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
新潟県電子申請システムの各種手続における申請手数料等の歳入
- 3 指定期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

#### ◎新潟県告示第418号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により指定納付受託者を指定した。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 指定納付受託者の住所及び名称  
新潟県新潟市中央区東大通2丁目1番18号  
第四ジェーシービーカード株式会社
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入  
新潟県電子申請システムの各種手続における申請手数料等の歳入及び端末機（指定納付受託者に対する納付の委託の用に供する端末機を言う。）を設置する組織において納付する歳入
- 3 指定期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

公 告

#### 予算の公表について（公告）

令和6年3月22日新潟県議会において議決された令和6年度新潟県一般会計予算、特別会計予算、企業会計予

算及び令和5年度補正予算の要領は、次のとおりである。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

## 令和6年度新潟県一般会計予算

令和6年度新潟県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,287,150,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		款	項	金 額
第1款	県	税		千円
			第1項 県民税	279,091,000
			第2項 事業税	63,140,000
			第3項 地方消費税	73,662,000
			第4項 不動産取得税	76,855,000
			第5項 たばこ税	4,636,000
			第6項 ゴルフ場利用税	2,476,000
			第7項 軽油引取税	438,000
			第8項 自動車税	20,880,000
			第9項 自動車区税	32,124,000
			第10項 狩猟区税	32,000
			第11項 核燃料税	10,000
			第12項 産業廃棄物税	4,713,000
			第13項 旧法による税	123,000
				2,000
第2款	地方消費税清算金		第1項 地方消費税清算金	111,587,000
				111,587,000

<p>第3款 地方譲与税</p>	<p>第1項 特別法人事業譲与税                  第2項 地方揮発油譲与税                  第3項 石油ガス譲与税                  第4項 自動車重量譲与税                  第5項 森林環境譲与税                  第6項 航空機燃料譲与税</p>	<p>44,547,000                  40,443,000                  3,532,000                  122,000                  342,000                  106,000                  2,000</p>
<p>第4款 地方特例交付金</p>	<p>第1項 地方特例交付金</p>	<p>6,308,000                  6,308,000</p>
<p>第5款 地方交付税</p>	<p>第1項 地方交付税</p>	<p>250,100,000                  250,100,000</p>
<p>第6款 交通安全対策特別交付金</p>	<p>第1項 交通安全対策特別交付金</p>	<p>387,000                  387,000</p>
<p>第7款 分担金及び負担金</p>	<p>第1項 分担金                  第2項 負担金</p>	<p>2,819,900                  891,526                  1,928,374</p>
<p>第8款 使用料及び手数料</p>	<p>第1項 使用料                  第2項 手数料</p>	<p>13,928,119                  10,114,224                  3,813,895</p>

第9款	国庫支出金	第1項 第2項 第3項	国庫 国庫 委	負担 補助 託	金 金 金	133,295,789 28,415,674 102,494,030 2,386,085
第10款	財産収入	第1項 第2項	財産 財産	運用 売却	収入 収入	3,134,277 1,800,060 1,334,217
第11款	寄附金	第1項	寄附		金	1,799,401 1,799,401
第12款	繰入金	第1項 第2項	特別 基金	会計 繰入	繰入金 繰入金	36,193,776 5,324,343 30,869,433
第13款	諸収入	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項 第6項 第7項	延滞 利 公営 貸付 受託 収益 利	加算金及び過料等 子 企業 金 事業 事業 子	繰入金 繰入金 繰入金 繰入金 繰入金 繰入金 繰入金	203,697,738 139,349 11,539 11,941,460 181,723,428 2,285,978 2,603,035 1

	第8項 雑	入	4,992,948
第14款 県	債		200,101,000
	第1項 県	債	200,101,000
第15款 繰越	繰越	金	160,000
	第1項 繰越	金	160,000
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>計</b>	<b>1,287,150,000</b>



2 歳 出		金 額
款	項	額
第 1 款 議 会 費	第 1 項 議 会 費	1,456,808 1,456,808
第 2 款 総 務 費	第 1 項 政 策 費 第 2 項 総 務 管 理 費 第 3 項 統 計 調 査 費 第 4 項 徴 税 費 第 5 項 市 町 村 振 興 費 第 6 項 選 挙 費 第 7 項 人 事 委 員 会 費 第 8 項 監 査 委 員 費	25,998,826 5,904,480 10,881,865 634,567 7,051,629 1,062,573 52,875 151,381 259,456
第 3 款 環 境 費	第 1 項 環 境 政 策 費 第 2 項 環 境 対 策 費 第 3 項 資 源 循 環 推 進 費 第 4 項 防 災 費	5,097,585 701,296 757,266 585,684 3,053,339
第 4 款 福 祉 保 健 費		184,403,590

第1項	福祉保健	費	22,087,604
第2項	国保・福祉指導	費	45,892,551
第3項	地域医療政策	費	12,571,937
第4項	医師・看護職員確保対策	費	2,540,158
第5項	高齢福祉保健	費	42,623,939
第6項	健康対策	費	4,585,551
第7項	生活衛生	費	2,805,409
第8項	障害福祉	費	24,312,287
第9項	子ども家庭	費	26,247,380
第10項	感染症対策	費	736,774
第5款	労働	費	3,018,338
第1項	労働委員会	費	121,103
第2項	しごと定住促進	費	698,514
第3項	雇用能力開発	費	2,198,721
第6款	産業	費	202,332,528
第1項	産業政策	費	1,533,089
第2項	地域産業振興	費	181,011,058
第3項	創業・イノベーション推進	費	1,615,607
第4項	産業立地	費	11,818,902
第5項	観光	費	1,734,686
第6項	国際観光	費	282,639

第7項	文	化	第7項	2,683,039
第8項	ス	ー	第8項	1,653,508
		ボ		
		ツ		
		費		
第7款	農	業	第1項	62,694,362
	林	水	第2項	3,444,289
	水	産	第3項	6,971,834
	産	業	第4項	1,729,538
			第5項	3,405,277
			第6項	453,635
			第7項	986,868
			第8項	3,042,101
			第9項	10,142,503
			第10項	5,925,783
			第11項	25,295,080
				1,297,454
第8款	土	木	第1項	123,126,010
	地	産	第2項	10,931,481
			第3項	56,644,884
			第4項	20,478,200
			第5項	11,544,779
			第6項	6,930,513
				5,542,254

第7項	交 通	港 湾	政 策	費	2,124,899
第8項	交 通	港 湾	振 興	費	408,569
第9項	交 通	港 湾	振 興	費	7,530,971
第10項	交 通	港 湾	振 興	費	989,460
第9款	警 察	管 行	理 政	費	53,194,877
第1項	警 察	管 行	理 政	費	49,173,146
第2項	警 察	管 行	理 政	費	4,021,731
第10款	教 育	總 務	校 務	費	162,294,483
第1項	教 育	總 務	校 務	費	7,596,187
第2項	教 育	總 務	校 務	費	80,207,317
第3項	教 育	總 務	校 務	費	42,541,340
第4項	教 育	總 務	校 務	費	17,823,376
第5項	教 育	總 務	校 務	費	366,837
第6項	教 育	總 務	校 務	費	285,259
第7項	教 育	總 務	校 務	費	351,910
第8項	教 育	總 務	校 務	費	11,596,788
第9項	教 育	總 務	校 務	費	1,525,469
第11款	災 害 復 旧	社 会 福 祉 施 設 災 害 復 旧 費	社 会 福 祉 施 設 災 害 復 旧 費	費	17,612,135
第1項	災 害 復 旧	社 会 福 祉 施 設 災 害 復 旧 費	社 会 福 祉 施 設 災 害 復 旧 費	費	418,246
第2項	災 害 復 旧	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	費	3,195,960
第3項	災 害 復 旧	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	土 木 施 設 災 害 復 旧 費	費	12,800,876

第4項	警察施設等災害復旧費		119,428
第5項	教育施設災害復旧費		1,077,625
第12款	県債費		287,097,579
第1項	県債費		287,097,579
第13款	諸支出金		158,522,879
第1項	公営企業貸付金		11,941,460
第2項	雑支		2,544,500
第3項	地方消費税清算金		72,485,880
第4項	利子割交付金		65,923
第5項	配当割交付金		1,521,234
第6項	株式会社等譲渡所得割交付金		1,634,094
第7項	分離課税所得割交付金		128,984
第8項	法人事業税交付金		5,320,503
第9項	地方消費税交付金		56,450,694
第10項	ゴルフ場利用税交付金		306,600
第11項	環境性能割交付金		1,064,568
第12項	軽油引取税交付金		5,057,723
第13項	利子割精算金		1
第14項	旧法による自動車取得税交付金		715
第14款	予備費		300,000
第1項	予備費		300,000

1,287,150,000	
計	
合	
計	
丑	
歳	

第2表 継続費						
款	項	事業名	総額	年度	年割額	
第8款 土木費	第3項 河川海岸費	胎内川総合開発事業費 (胎内川ダム洪水吐増設)	6,816,000	6	千円 0	
				7	600,000	
				8	1,000,000	
				9	1,557,000	
				10	1,975,000	
				11	1,200,000	
	第6項 建築費	高田発電所大規模改良事業	591,690	6	0	
				7	473,352	
				8	118,338	

第3表 債務負担行為								
事	項	期	間	限	度	額	説	明
	新潟県総合行政ネットワークシステム用接続ルータ賃貸借契約	令和7年度				1,975千円		
	新潟県住民基本台帳ネットワークシステム用代表端末及びネットワーク機器等一式賃貸借契約	令和7年度				836千円		
	県庁舎低濃度PCB処分委託契約	令和7年度				29,640千円		
	県庁舎電話交換機更新工事請負契約	令和7年度				105,148千円		
	令和6年度における地方債の共同発行によつて生ずる連帯債務	令和6年度から令和16年度まで				元金1,022,000,000千円及び当該額に対する利子相当額		
	令和6年度における地方債の共同発行によつて生ずる連帯債務(グリーンボンド)	令和6年度から令和16年度まで				元金128,000,000千円及び当該額に対する利子相当額		
	財務会計システム運用保守業務委託契約	令和7年度から令和8年度まで				46,926千円		
	生活保護システム標準化業務委託契約	令和7年度				72,424千円		
	保健環境科学研究所LED照明器具賃貸借契約	令和7年度から令和16年度まで				16,929千円		
	離職者等再就職訓練委託契約	令和7年度				79,288千円		
	若年者職業能力開発訓練委託契約	令和7年度				12,918千円		



海外展開加速化支援事業補助金交付決定	令和7年度	63,251千円	
公益財団法人にいがた産業創造機構損失補償契約	令和7年度から令和17年度まで		公益財団法人にいがた産業創造機構が令和6年度に行う設備貸与事業に係る償還金が回収されなかつたときは、総額105,000千円を限度としてその損失を補償する。
新潟県信用保証協会損失補償契約	令和7年度から令和17年度まで	202,412千円	新潟県信用保証協会が令和6年度に行う新潟県セーフティネット資金(経営支援枠)融資のための信用保証による代位弁済をした場合において、当該弁済に対する返済金がそれぞれ翌年度末までに回収されなかつたときは、その損失を補償する。
日本国際博覧会展示等業務委託契約	令和7年度	39,070千円	
新潟ふるさと村アピール館受変電設備更新工事請負契約	令和7年度	48,741千円	
谷川俊太郎展(仮称)開催費用負担協定(相手方 谷川俊太郎展新潟実行委員会(仮称))	令和7年度	1,180千円	
新潟県農林公社事業資金損失補償契約(相手方 新潟県信用農業協同組合連合会)	令和6年度から令和7年度まで		新潟県信用農業協同組合連合会が令和6年度において公益社団法人新潟県農林公社に貸し付ける農地集積・集約化対策事業資金94,675千円が回収されない場合が生ずる損失を補償する。
農業近代化資金利子補給契約	令和7年度から令和26年度まで		農業近代化資金融通法(昭和36年法律第202号)に基づき、融資機関が農業近代化資金を総額1,300,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
農業経営負担軽減支援資金利子補給契約	令和7年度から令和24年度まで		農業経営負担軽減支援資金実施要綱に基づき、融資機関が農業経営負担軽減支援資金を総額40,000千円の範囲内で県の承認を得て農業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
農業近代化資金利子補給契約	令和7年度から令和26年度まで		農業近代化資金融通法(昭和44年法律第52号)に基づき、融資機関が漁業近代化資金を総額365,000千円の範囲内で県の承認を得て漁業者等に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額
漁業経営維持安定資金利子補給契約	令和7年度から令和16年度まで		漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法(昭和51年法律第43号)に基づき、融資機関が漁業経営維持安定資金を総額10,000千円の範囲内で県の承認を得て中小漁業者に融通する場合、利子補給率年2.25パーセント以内として算定した額

畜産経営体質強化支援資金利子補給契約	令和6年度から令和31年度まで	新潟県畜産経営体質強化支援資金利子補給事業実施要綱に基づき、融資機関が畜産経営者に融通する場合、利子補給率年0.75パーセント以内として算定した額
国営阿賀野川用水土地改良施設突発事故復旧事業負担金	令和7年度から令和22年度まで	2,049千円
県営かんがい排水事業阿賀野川右岸第2地区工事請負契約	令和7年度	2,000千円
県営かんがい排水事業高根川地区工事請負契約	令和7年度	10,000千円
県営かんがい排水事業白根郷地区工事請負契約	令和7年度	80,000千円
県営かんがい排水事業大河津地区工事請負契約	令和7年度	10,000千円
県営かんがい排水事業柏崎1期地区工事請負契約	令和7年度	35,000千円
県営かんがい排水事業頸城地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業赤川地区工事請負契約	令和7年度	40,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業加茂郷地区工事請負契約	令和7年度	15,000千円
県営基幹水利施設ストックマネジメント事業田上郷地区工事請負契約	令和7年度	1,000千円
県営農地防災排水事業阿賀野川右岸第2地区工事請負契約	令和7年度	9,000千円
県営湛水防除事業落堀川地区工事請負契約	令和7年度	50,000千円

県営湛水防除事業八丁湯地区工事請負契約	令和7年度	33,200千円
県営湛水防除事業安野川6期地区工事請負契約	令和7年度	65,000千円
県営湛水防除事業安野川7期地区工事請負契約	令和7年度	65,000千円
県営湛水防除事業新発田地区工事請負契約	令和7年度	50,000千円
県営湛水防除事業新潟東部地区工事請負契約	令和7年度	190,000千円
県営ため池等整備事業堀川地区工事請負契約	令和7年度	10,000千円
県営ため池等整備事業左岸頭首工地区工事請負契約	令和7年度	30,000千円
県営ため池等整備事業三面川左岸頭首工地区工事請負契約	令和7年度	30,000千円
県営ため池等整備事業細越第1地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円
県営ため池等整備事業細越第2地区工事請負契約	令和7年度	30,000千円
県営ため池等整備事業暮坪地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円
県営ため池等整備事業西川注水地区工事請負契約	令和7年度	60,000千円
県営ため池等整備事業五十嵐川下流部頭首工地区工事請負契約	令和7年度	40,000千円
県営ため池等整備事業下流部頭首工地区工事請負契約	令和7年度	25,000千円

県営ため池等整備事業大江下流部地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円
県営地盤沈下対策事業新潟北地区工事請負契約	令和7年度	10,000千円
国営附帯県営農地防災事業白根郷5期地区工事請負契約	令和7年度	40,000千円
県営経営体育成基盤整備事業姫田川右岸地区工事請負契約	令和7年度	103,000千円
県営経営体育成基盤整備事業勝屋地区工事請負契約	令和7年度	40,000千円
県営経営体育成基盤整備事業免久地区工事請負契約	令和7年度	33,000千円
県営経営体育成基盤整備事業滝沢地区工事請負契約	令和7年度	31,000千円
県営経営体育成基盤整備事業下里地区工事請負契約	令和7年度	45,000千円
県営経営体育成基盤整備事業夏井坪穴川合地区工事請負契約	令和7年度	72,000千円
県営経営体育成基盤整備事業西江地区工事請負契約	令和7年度	19,000千円
県営経営体育成基盤整備事業平木田柳原地区工事請負契約	令和7年度	35,000千円
県営経営体育成基盤整備事業夏井坪穴川合2期地区工事請負契約	令和7年度	35,000千円
県営経営体育成基盤整備事業下里2期地区工事請負契約	令和7年度	45,000千円
県営経営体育成基盤整備事業新津郷田上地区工事請負契約	令和7年度	48,000千円

県営営体育成基盤整備事業新関地区工事請負契約	令和7年度	47,000千円
県営営体育成基盤整備事業小杉地区工事請負契約	令和7年度	22,000千円
県営営体育成基盤整備事業小杉2期地区工事請負契約	令和7年度	31,000千円
県営営体育成基盤整備事業打越地区工事請負契約	令和7年度	24,000千円
県営営体育成基盤整備事業馬堀地区工事請負契約	令和7年度	127,000千円
県営営体育成基盤整備事業笠木地区工事請負契約	令和7年度	23,000千円
県営営体育成基盤整備事業富永・吉栄地区工事請負契約	令和7年度	81,000千円
県営営体育成基盤整備事業松橋地区工事請負契約	令和7年度	87,000千円
県営営体育成基盤整備事業笠木2期地区工事請負契約	令和7年度	72,000千円
県営営体育成基盤整備事業大原2期地区工事請負契約	令和7年度	35,000千円
県営営体育成基盤整備事業針ヶ曽根2期地区工事請負契約	令和7年度	41,000千円
県営営体育成基盤整備事業上横場地区工事請負契約	令和7年度	73,000千円
県営営体育成基盤整備事業年友地区工事請負契約	令和7年度	104,000千円
県営営体育成基盤整備事業平野新地区工事請負契約	令和7年度	107,000千円

県営経営体育成基盤整備事業伊米ヶ崎中央地区工事請負契約	令和7年度	19,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業金ヶ沢地区工事請負契約	令和7年度	5,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業伊米ヶ崎中央2期地区工事請負契約	令和7年度	30,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業干溝地区工事請負契約	令和7年度	28,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業中家・池平地区工事請負契約	令和7年度	21,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業大月地区工事請負契約	令和7年度	76,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業大月2期地区工事請負契約	令和7年度	62,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業木落地区工事請負契約	令和7年度	17,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業山谷稲葉地区工事請負契約	令和7年度	71,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業黒滝地区工事請負契約	令和7年度	4,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業矢田地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業中鯖石南部地区工事請負契約	令和7年度	62,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業中江有田地区工事請負契約	令和7年度	24,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業石沢地区工事請負契約	令和7年度	51,000千円	

県営営体育成基盤整備事業島田地区工事請負契約	令和7年度	57,000千円
県営営体育成基盤整備事業原之町地区工事請負契約	令和7年度	41,000千円
県営営体育成基盤整備事業和田北部地区工事請負契約	令和7年度	42,000千円
県営営体育成基盤整備事業青野地区工事請負契約	令和7年度	28,000千円
県営営体育成基盤整備事業三郷地区工事請負契約	令和7年度	86,000千円
県営営体育成基盤整備事業島田2期地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円
県営営体育成基盤整備事業青野2期地区工事請負契約	令和7年度	16,000千円
県営営体育成基盤整備事業三郷2期地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円
県営営体育成基盤整備事業柳井田地区工事請負契約	令和7年度	11,000千円
県営営体育成基盤整備事業和田北部2期地区工事請負契約	令和7年度	25,000千円
県営営体育成基盤整備事業あわら地区工事請負契約	令和7年度	36,000千円
県営営体育成基盤整備事業川島・坂井地区工事請負契約	令和7年度	19,000千円
県営営体育成基盤整備事業長江地区工事請負契約	令和7年度	12,000千円
県営営体育成基盤整備事業新貝地区工事請負契約	令和7年度	25,000千円

県営経営体育成基盤整備事業大和田地区工事請負契約	令和7年度	11,000千円	
県営経営体育成基盤整備事業大和田2期地区工事請負契約	令和7年度	11,000千円	
県営農道橋等保全対策事業上越2期地区工事委託契約 (相手方 東日本高速道路株式会社)	令和7年度	71,000千円	
県営中山間地域対策事業栗山地区工事請負契約	令和7年度	3,000千円	
県営中山間地域対策事業武道窪地区工事請負契約	令和7年度	6,000千円	
県営中山間地域対策事業山ノ下地区工事請負契約	令和7年度	11,000千円	
県営中山間地域対策事業谷根・出地区工事請負契約	令和7年度	3,000千円	
県営中山間地域対策事業大洞地区工事請負契約	令和7年度	5,000千円	
県営中山間地域対策事業若栃地区工事請負契約	令和7年度	10,000千円	
県営中山間地域対策事業塩殿地区工事請負契約	令和7年度	13,000千円	
県営中山間地域対策事業前島宮島地区工事請負契約	令和7年度	16,000千円	
県営中山間地域対策事業芋坂時之島地区工事請負契約	令和7年度	21,000千円	
県営中山間地域対策事業荒金堂高田地区工事請負契約	令和7年度	20,000千円	
県営中山間地域対策事業入間地区工事請負契約	令和7年度	10,000千円	



一般国道117号道路改築（雪崩予防柵）工事請負契約	令和7年度	400,000千円
一般国道117号道路改築（トンネル設備）工事請負契約	令和7年度	300,000千円
県道新潟五泉間瀬線道路改築工事請負契約	令和7年度	100,000千円
一般国道350号緊急地方道路整備（盛土）工事請負契約	令和7年度	90,000千円
一般国道350号緊急地方道路整備（軟弱地盤対策）工事請負契約	令和7年度	70,000千円
県道佐渡一周線緊急地方道路整備（海岸護岸）工事請負契約	令和7年度	220,000千円
県道佐渡一周線緊急地方道路整備（軽量盛土）工事請負契約	令和7年度	100,000千円
県道阿津真野赤泊線緊急地方道路整備工事請負契約	令和7年度	50,000千円
一般国道113号胎内大橋下部工事請負契約	令和7年度	275,000千円
一般国道404号小坂橋下部工事請負契約	令和7年度	110,000千円
県道黒部柏崎線箴橋架替工事請負契約	令和7年度	200,000千円
県道佐渡一周線石名川橋上部工事請負契約	令和7年度	120,000千円
県道小出守門線スノーシェッド上部工事請負契約	令和7年度	160,000千円
県道高田停車場線電線共同溝整備工事委託契約（相手方 NTTインフラネット株式会社）	令和7年度	100,000千円

一級河川鳥屋野湯広域河川改修工事請負契約	令和7年度	140,000千円	
一級河川太田川広域河川改修工事費用負担協定 (相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	令和7年度から 令和12年度まで	5,200,000千円	
一級河川駒林川広域河川改修仮設橋賃借契約	令和7年度から 令和9年度まで	30,000千円	
一級河川春木山大沢川河川災害復旧助成(国道113号 橋)仮設橋賃借契約	令和7年度から 令和8年度まで	60,000千円	
一級河川春木山大沢川河川災害復旧関連緊急(国道7 号橋)仮設橋賃借契約	令和7年度から 令和8年度まで	60,000千円	
一級河川春木山大沢川河川災害復旧関連緊急(市道坂 町39号)仮設橋賃借契約	令和7年度	15,000千円	
飯門田新田線橋梁下部工事請負契約	令和7年度	100,000千円	
新潟県住宅供給公社損失補償契約	令和6年度		金融機関が新潟県住宅供給公社に貸し付ける事業資金総額798,000千円に約定利息を加えた額が回収されない場合に生ずる損失を補償する。
信濃川下流流域下水道新潟処理区建築工事請負契約	令和7年度	201,000千円	
姫川港港湾施設改修工事請負契約	令和7年度	150,000千円	
港湾管理費更新工事請負契約	令和7年度	34,265千円	
新潟みなとトンネル立坑施設清掃業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	13,282千円	
旧藤寄駅管理棟機械警備業務委託契約	令和7年度から 令和8年度まで	640千円	
長岡警察署受変電設備等改修工事請負契約	令和7年度	156,172千円	

新潟駅前交番(仮称)建築工事請負契約	令和7年度	84,524千円
運転免許センター空調設備改修工事請負契約	令和7年度	112,344千円
交通信号機用LED電球購入契約	令和7年度	45,488千円
県央地区特別支援学校(仮称)校舎・体育館・プール 建築工事請負・工事監理委託契約	令和7年度	4,282,568千円
新潟県立図書館LED照明器具貸借契約	令和7年度から 令和16年度まで	15,181千円

第4表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
道路	10,656,000	普通貸借又は債券発行 (他の地方公共団体との 共同発行を含む。なお、 発行価格が額面金額を下 回るときは、それぞれの 発行価格差減額を埋める ために必要な金額を限度 額に加算した金額を限度 額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利 均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方 法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又 は一括払いの方法により満期に償還する。ただ し、財政の都合により据置期間中であつても繰 上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借 り換えることができる。	
河川	8,227,000				
海岸	462,000				
砂防	5,166,000				
街路	431,000				
公園	748,000				
公営住宅建設事業	312,000				
港湾	3,381,000				
空港	416,000				
水産	94,000				
漁業	403,000				
林業	464,000				
治山	1,874,000				
農地	5,249,000				
災害復旧事業	6,452,000				
学校教育施設等整備事業	1,844,000				
生涯学習施設等整備事業	11,000				
社会福祉施設等整備事業	319,000				
地域活性化事業	1,273,000				

防 災 对 策 事 業 費	11,336,000
地 方 道 路 等 整 備 事 業 費	6,485,000
合 併 特 例 事 業 費	1,428,000
原 子 力 発 電 施 設 等 立 地 地 域 振 興 特 別 事 業 費	319,000
河 川 等 整 備 事 業 費	66,000
臨 時 高 等 学 校 改 築 等 事 業 費	102,000
警 察 施 設 整 備 事 業 費	724,000
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業 費	640,000
本 庁 舎 改 修 事 業 費	332,000
地 域 機 関 改 修 事 業 費	534,000
石 綿 对 策 事 業 費	67,000
脱 炭 素 設 備 整 備 事 業 費	163,000
大 学 等 高 等 教 育 機 関 設 置 補 助 事 業 費	8,000
国 立 ・ 国 定 公 園 施 設 整 備 事 業 費	3,000
環 日 本 海 環 境 協 力 事 業 費	1,000
長 岡 屋 内 総 合 プ ー ル 改 修 事 業 費	41,000
医 療 体 制 整 備 事 業 費	142,000
県 政 記 念 館 改 修 事 業 費	135,000
農 林 水 産 業 振 興 事 業 費	30,000
え ち ご と き 鉄 道 株 式 会 社 補 助 事 業 費	69,000
北 越 急 行 株 式 会 社 補 助 事 業 費	45,000

公 共 施 設 等 除 却 費 行 政 改 革 推 進 債 借 換 債 臨 時 財 政 対 策 債 減 収 補 て ん 債 合 計	169,000 2,700,000 124,352,000 2,400,000 28,000 <b>200,101,000</b>			
--	--	--	--	--

令和6年度新潟県債管理特別会計予算

令和6年度新潟県債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ199,560,800千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算  
1 歳 入

款	項	金額
第1款 県債費収入	第1項 繰入金	199,560,800 199,560,800
<b>歳</b>	<b>入 合 計</b>	<b>199,560,800</b>

2 歳 出	款	項	金 額
	第 1 款 県 債 費	第 1 項 県 債 費	199,560,800 199,560,800
<b>歳 出</b>		<b>計</b>	
		<b>199,560,800</b>	



<p>令和6年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計予算</p>		
<p>令和6年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ286,775千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p>		
<p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>1 歳 入</p>		
款	項	金 額
第1款 地域貸付事業	第1項 繰越金	286,775 千円
<b>歳 入</b>		<b>286,775</b>
<b>計</b>		

2 歳 出	款	項	金 額
	第 1 款 地 域 づ ぐ 事 業 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	286,775 286,775
歳 出		合 計	286,775

令和6年度新潟県災害救助事業特別会計予算

令和6年度新潟県災害救助事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ958,654千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 災害救助事業収入		千円
	第1項 国庫支出金	958,654
	第2項 財産収入	716,384
	第3項 雑収入	1,206
	第4項 諸収入	227,019
	第5項 分担金及び負担金	930
		13,115
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>958,654</b>

2 歳 出		
款	項	金 額
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	958,654
	第2項 基金	239,539
	第3項 県債	1,206
	第4項 繰入金	65,799
	<b>合 計</b>	<b>958,654</b>
<b>歳 出</b>	<b>計</b>	<b>958,654</b>

令和6年度新潟県国民健康保険事業特別会計予算

令和6年度新潟県国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ186,029,684千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金 額
第1款 国民健康保険事業収入		千円
	第1項 分担金及び負担金	186,029,684
	第2項 国庫支出金	47,150,553
	第3項 財産収入	49,361,544
	第4項 雑収入	5,840
	第5項 雑収入	11,213,040
	第6項 雑収入	76,290,990
	第6項 雑収入	2,007,717
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>186,029,684</b>

2 歳 出			金 額
款	項	金	額
第 1 款 国民健康保険事業費	第 1 項 総務費		186,029,684
	第 2 項 事業費		4,841
	第 3 項 基金積立金		185,619,707
	第 4 項 諸支出金		5,840
<b>歳</b>	<b>合 計</b>	<b>出</b>	<b>186,029,684</b>

令和6年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算  令和6年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ748,824千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	項	金 額
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰入金 第2項 諸収入 第3項 繰越金	748,824 2,121 224,837 521,866
歳 入	合 計	748,824

2 歳 出		金 額
第 1 款	母 子 父 子 寡 婦 福 祉 資 金 費 貸 付 事 業 費	748,824
	第 1 項 貸 付 事 業 費	623,933
	第 2 項 県 債 出 金	81,843
	第 3 項 繰 上 金	43,048
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>	<b>748,824</b>



令和6年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計予算 令和6年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算) 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ10,716千円と定める。 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。		
第1表 歳入歳出予算 1 歳 入	款 心 身 障 害 児 者 総 合 施 設 事 業 収 入	項 第 1 項 財 産 収 入 第 2 項 財 寄 附 金 第 3 項 繰 上 入金 第 4 項 諸 収 入
	金 額 10,716 25 10 10,680 1	千円
<b>歳</b>	<b>入</b>	<b>合 計</b>
		<b>10,716</b>

2 歳 出	款	項	金 額
	第 1 款 心 身 障 設 害 児 者 総 合 費	第 1 項 基 金 第 2 項 繰 出 積 立 金 出 金	10,716 11 10,705  <b>10,716</b>
歳		合 計	<b>10,716</b>

令和6年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計予算

令和6年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ670,551千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 中小企業支援資金貸付事業 取	第1項 繰 入 第2項 繰 入 第3項 繰 入 第4項 繰 入	670,551 8,338 306,995 175,000 180,218

千円

670,551	
計 合 入 歳	

2 歳 出		金 額	
第 1 款	中 小 企 業 支 援 資 金 貸 付 費 業	千 円	
	第 1 項	670,551	
	第 2 項	363,497	
	第 3 項	201,416	
	貸 付 事 業 費 県 債 出 金 繰 上 げ 金	105,638	
歳 出	合 計	<b>670,551</b>	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
小規模企業者等設備導入資金費 貸付	千円 175,000	普通 通 貸 借	年0.5パー セント以内	独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第 28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機 構業務方法書の規定による。	

令和6年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計予算

令和6年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ284,014千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
第1款 林業貸付事業改善資金	第1項 諸収入	153,043
	第2項 繰越金	70
		152,973
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業	第1項 諸収入	128,871
		71,000

	第2項 県 繰 第3項 繰	債 金 越	43,000 14,871
第3款 林業就業付貸 金 業 促 進 資 金 入 取	第1項 繰 越	金 越	2,100 2,100
歳 入	合 計	計	284,014



2 歳 出		項 目	金 額
第 1 款 林業改善事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	152,993	
	第 2 項 貸付事業費	118,993	
第 2 款 木材産業等高度化推進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	114,000	
	第 2 項 貸付事業費	86,000	
第 3 款 林業就業促進事業 貸付金費	第 1 項 貸付事業費	2,100	
	第 2 項 貸付事業費	2,100	
第 4 款 予備費	第 1 項 林業改善資金予備費	14,921	
	第 2 項 木材産業等高度化推進資金予備費	50	
<b>歳 出 合 計</b>		<b>284,014</b>	

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
木材産業等高度化推進資金貸付	千円 43,000	普通貸借	年1パーセント以内	借入れの年から5年以内に償還する。ただし、繰上償還し、又は償還年限を短縮することができる。	

<p>令和6年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算</p>		
<p>令和6年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p>(歳入歳出予算)</p> <p>第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ215,281千円と定める。</p> <p>2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。</p>		
<p>第1表 歳入歳出予算</p> <p>1 歳 入</p>		
款	項	金 額
第1款 沿岸漁業改善資金 貸付事業収入	第1項 繰入	215,281
	第2項 諸収入	76
	第3項 繰越	61
	合 計	215,144
<b>歳 入</b>		<b>215,281</b>

2 歳 出		金 額
款	項	額
第 1 款 沿 岸 漁 業 改 善 事 業 付 資 金 費	第 1 項 貸 付 事 業 費	215,231
	第 2 項 繰 出 金	160,389
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費	54,842
	第 1 項 予 備 費	50
歳	合 計	215,281

令和6年度新潟県有林事業特別会計予算

令和6年度新潟県有林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ123,143千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算  
1 歳 入

款	項	金額
第1款 県有林事業収入		123,143
	第1項 国庫支出金	28,735
	第2項 財産収入	7,293
	第3項 雑入金	74,016
	第4項 県債	5,800
	第5項 繰越金	7,299

千円

123,143	
歳入合計	

2 歳 出			金 額
款	項	金	額
第 1 款 県 有 林 事 業 費	第 1 項 事 業 費		122,143
	第 2 項 県 債 費		48,127
	第 3 項 繰 出 金		50,016
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費		24,000
			1,000
			1,000
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>		<b>123,143</b>

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費	千円 5,800	普通貸借	年5.0パーセント以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直しの利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。 ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。	



令和6年度新潟県都市開発資金事業特別会計予算

令和6年度新潟県都市開発資金事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ401,915千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

1 歳 入

款	項	金額
第1款 都市開発資金事業収入	第1項 財産収入	401,915 千円
	第2項 繰入金	400,000
	第2項 繰入金	1,915
<b>歳 入 合 計</b>	<b>入 合 計</b>	<b>401,915</b>

2 歳 出	款	項	金 額
	第 1 款 都 市 開 発 資 金 事 業 費	第 1 項 事 業 費 第 2 項 繰 出 金	401,915 1,915 400,000
歳 出 合 計			401,915

## 令和6年度新潟県港湾整備事業特別会計予算

令和6年度新潟県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,588,129千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 1 歳 入		金額
第1款 港湾整備事業収入		千円
第1項 使用料及び手数料	4,588,129	
第2項 国庫支出金	1,120,792	
第3項 財産収入	15,000	
第4項 繰入金	445,267	
第5項 繰上入金	165,978	
第6項 諸県債	1,091	
第7項 繰越金	2,840,000	
	1	
<b>歳 入 計 合 計</b>	<b>4,588,129</b>	

2 歳 出			金 額
款	項		千円
第 1 款 港 湾 整 備 事 業 費	第 1 項 事 業 費		4,587,976
	第 2 項 県 債 費		2,472,259
	第 3 項 災 害 復 旧 費		1,202,717
第 2 款 予 備 費	第 1 項 予 備 費		153
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>		<b>4,588,129</b>

第2表 地方債					
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
港湾整備事業費債 借換	千円 2,573,000 267,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パー セント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利 均等又は元金均等若しくは不均等の方法により 毎年度1期又は2期に償還し、又は一括払いの 方法により満期に償還する。ただし、財政の都 合により据置期間中であつても繰上償還し、償 還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。	
<b>合 計</b>	<b>2,840,000</b>				

令和6年度新潟県電気事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新潟県電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	関係	分	予 定 量
1	営業関係	供給電力量	MWh 421,432
2	建設改良関係	増強改良工事 既設発電所の増強改良	一 式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 電気事業	業 収 益
第1項 営業	業 収 益
第2項 財務	収 益
第3項 事業外	収 益
	千円
	14,564,988
	14,448,696
	2,608
	113,684

支		出	千円
第1款	電気事業	費用	7,699,167
第1項	営業	費用	6,636,951
第2項	財務	費用	111,983
第3項	事業外	費用	930,233
第4項	予備	費	20,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,785,196千円は、次のとおり補てんするものとする。

収		入	千円
第1款	資本的	収入	2,593,960
第1項	企業	業債	2,468,000
第2項	固定資産	売却代金	1
第3項	貸付金	返済金	123,233
第4項	貸付金	返託金	2,716
第5項	雑	収入	10



支 出	
第1款 資本的支出	千円
第1項 建設改良費	10,379,156
第2項 企業債償還金	4,139,137
第3項 企業投資	1,735,630
第4項 他会計繰出金	503,389
第5項 雑支出	4,000,000
	1,000

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源			
				過年度 留保資金	当年度 留保資金	經營積立金	地域振興 積立金
第1項 建設改良費	千円 4,139,137	千円 2,470,717	千円 1,668,420	千円 726,497	千円 367,114	千円 207,000	千円 367,809
第2項 企業債償還金	1,735,630	123,233	1,612,397	1,612,397			
第3項 企業投資	503,389		503,389	503,389			
第4項 他会計繰出金	4,000,000		4,000,000			4,000,000	
第5項 雑支出	1,000	10	990	990			
計	10,379,156	2,593,960	7,785,196	2,843,273	367,114	207,000	367,809

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
三面発電所GIS点検整備工事	令和7年度		千円 99,063
猿田ダム1号主ゲート点検整備工事	令和7年度		20,149
猿田発電所鉄管弁点検整備工事	令和7年度		23,074
胎内第二発電所水車発電機分解点検整備工事	令和7年度		234,520
胎内第三発電所水車等部品購入工事	令和7年度		251,790
胎内第三発電所水車等部品購入工事	令和7年度		165,000
胎内第三発電所水車等部品購入工事	令和7年度		50,000
胎内第三発電所水車等部品購入工事	令和7年度		242,000
胎内第三発電所水車等部品購入工事	令和7年度		77,000
胎内第三発電所水車等部品購入工事	令和7年度		15,191
胎内第三発電所水車等部品購入工事	令和7年度		99,445
胎内第三発電所水車等部品購入工事	令和7年度		8,800

	胎内第三発電所(増強機分)	令和7年度	55,000		
	笠堀発電所高圧遮断器更新工事	令和7年度	86,240		
	笠堀発電所遮断装置更新工事	令和7年度	19,492		
	笠堀発電所転送遮断装置更新工事	令和7年度	5,005		
	刈谷田発電所ダム向けアーク伝送装置更新工事	令和7年度	33,451		
	広神発電所発電機制御盤更新工事	令和7年度から令和8年度まで	188,243		
	新潟東部太陽光発電所3号系列出力制御機追加工事	令和7年度	64,243		
	風倉発電所発電機回転子更新工事	令和7年度から令和8年度まで	440,000		
	起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	水力発電所建設改良事業	千円 2,468,000	普通貸借又は債券発行	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利償に借り換えることができる。

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

事業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	1,028,605	千円
2	交際費	948	

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和6年度新潟県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新潟県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分			予	定	量		
1	営業関係	1	給	水	先	数	91か所		
		2	年	間	給	量	49,485,220立方メートル		
		3	日	平	均	量	135,576立方メートル		
2	建設改良関係	1	新潟臨海工業用水道改築事業					一	式
		2	既設設備の増強改良					一	式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	1,793,793
第1項 営業収益	1,522,598
第2項 営業外収益	271,195

支 出	
第1款 工業用水道事業費用	2,252,326
第1項 営業費用	2,193,385
第2項 営業外費用	22,667
第3項 特別損失	26,274
第4項 予備費	10,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額754,505千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入	
第1款 資本的収入	36,313
第1項 固定資産売却代金	30
第2項 雑収入	36,283

支 出	
第1款 資本的支出	千円
第1項 建設費	790,818
第2項 企業債還金	642,507
第3項 投資	148,296
	15

区 分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源					
				減 積 立 金	債 積 立 金	建設改良 積立金	過 損 留 保 年 度 益 勘 定 金	消費的収支 調整額	千円
第1項 建設改良費	千円 642,507	千円 36,313	千円 606,194	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第2項 企業債還金	148,296		148,296	22,133	194,638	357,906	126,163	53,650	
第3項 投資	15		15			15			
計	790,818	36,313	754,505	22,133	194,638	484,084		53,650	

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
緊急対応修繕工事	令和7年度		千円 50,000
新潟臨海工業用水道新発田川水管橋工事耐震補強	令和7年度		35,000
上越工業用水道コントロールセンター更新工事	令和7年度		21,070

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	金 額
1 職員給与費	千円 371,168
2 交際費	34



(他会計からの補助金)

第9条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源地確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、35,925千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、5,000千円と定める。

令和6年度新潟県工業用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新潟県工業用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	予 定 量
1	営業関係土地の売却	74,000 平方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	工業用地造成事業収益	1,627,280
第1項	営業収益	836,991
第2項	営業外収益	790,289

支		出
		千円
第1款	工業用地造成事業費用	810,776
第1項	営業費用	804,592
第2項	営業外費用	5,184
第3項	予備費	1,000

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に對し不足する額463,126千円は、次のとおり補てんするものとする。

支		出
		千円
第1款	資本的支出	463,126
第1項	工業用地造成費用	22,500
第2項	企業債還金	317,383
第3項	他会計借入金返済金	123,233
第4項	雑支出	10

区 分	支 出 予 定 額	充 当 財 源 額	差 引 不 足 額	補 て ん 財 源	
				当 勤 年 度 留 保 資 金	益 金
第1項 工業用地造成費	千円 22,500	千円	千円 22,500	千円 22,500	千円 22,500
第2項 企業債償還金	317,383		317,383	317,383	317,383
第3項 他会計借入金返済金	123,233		123,233	123,233	123,233
第4項 雑 支 出	10		10	10	10
計	463,126		463,126		463,126

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、24,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経 費	給 与 費	金 額
1 職 員	給 与 費	千円 55,082
2 交 渉	交 渉 費	18

(他会計からの補助金)

第7条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、786,152千円である。

(重要な資産の処分)

第8条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

種	類	名	称	所	在	数	量	処	分	の	態	様
土	地	工	業	用	地	上	平方メートル 14,000	売				却
						阿						

令和6年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区	分	面	積
1	土地の売却		平方メートル 1,861

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		千円
第1款	用地造成事業収益	45,950
第1項	営業収益	42,527
第2項	営業外収益	3,423

支		出
第1款	用地造成事業費用	37,058
第1項	営業費用	37,022
第2項	営業外費用	36

千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、381,000千円と定める。

令和6年度新潟県病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新潟県病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病床数			2,208床
年間患者数	入外	院	616,000人
		来	985,000人
		計	1,601,000人
1日平均患者数	入外	院	1,688人
		来	4,053人
		計	5,741人
主な建設改良事業	1 病院改築関係	1 病院改築	一式
		加茂病院改築	一式
		十日町病院改築	一式
		吉田病院改築	一式



		2 病院増築関係 中央病院整備事業 がんセンター新潟病院整備事業 3 医療情報総合システム整備事業 4 器械備品整備事業	一 式 一 式 一 式 一 式
--	--	--	--------------------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業	業 収 益	74,273,405
第1項 医 業 収 益	収 益	59,243,780
第2項 医 業 外 収 益	収 益	15,029,425
第3項 特 別 利 益	利 益	200

支 出		千円
第1款 病院事業	業 費 用	78,609,780
第1項 医 業 費 用	費 用	75,320,995
第2項 医 業 外 費 用	費 用	3,288,585
第3項 特 別 損 失	損 失	200

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,022,499千円は、過年度分損益勘定留保資金3,022,499千円で補てんするものとする。

収入		千円
第1款	資本的収入	5,371,677
第1項	資本金	1,572
第2項	投資回収	1,788,900
第3項	企業補助金	35,930
第4項	負担金交付金	3,544,681
第5項	その他資本的収入	594

支出		千円
第1款	資本的支出	8,394,176
第1項	建設改良費	2,189,144
第2項	無形固定資産	5,312
第3項	投資	1,572
第4項	償還金	6,198,148

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
国立大学法人新潟大学大学院医歯学総合研究科地域精神医療設置協定	令和7年度から 令和8年度まで	千円 52,920
国立大学法人新潟大学大学院医歯学総合研究科地域医療健康学講座設置協定	令和7年度から 令和8年度まで	52,920

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院整備事業費	千円 1,788,900	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均 等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年 度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中 であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は 低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、12,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経	費	金	額
1	職員給与	37,199,636	千円
2	交際費	1,000	

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,638,303千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、21,643,643千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数	量
医 療 器 械	バイブレーション血管撮影装置	—	式
	X線CT装置	—	式
	高線量率RALS	—	式
	医療情報総合システム	—	式
	手術用顕微鏡システム	—	式
	生体情報モニタリングシステム	—	式

令和6年度新潟県基幹病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新潟県基幹病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	業務の予定量
病床数			805床
年間患者数	入外	院	241,000人
		来	370,000人
		計	611,000人
1日平均患者数	入外	院	656人
		来	1,520人
		計	2,176人
主な建設改良事業	1	総合医療情報システム整備事業	一式
	2	医療器械備品整備事業	一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款 病院事業収益		5,591,110
第1項 医業収益		87,682
第2項 医業外収益		5,503,428

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

支 出		千円
第1款 病院事業費用		6,439,214
第1項 医業費用		5,721,434
第2項 医業外費用		647,074
第3項 特別損失		70,706

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	千円 2,833,952
第1項 企 業 債	821,000
第2項 補 助 金	394,846
第3項 負 担 金 交 付 金	1,618,106

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	千円 2,833,952
第1項 建 設 改 良 費	828,847
第2項 償 還 金	2,005,105

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
器 械 備 品 整 備 事 業	令 和 7 年 度	千円 42,350



(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
病院整備事業費	千円 821,000	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等又は元金均等若しくは不均等の方法により毎年度1期又は2期に償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。
<b>合 計</b>	<b>821,000</b>			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、821,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,067,439千円である。

(重要な資産の取得)

第9条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種	類	名	称	数	量
医	療	器	械	一	式
		磁気共鳴断層撮影装置 (MRI)		一	式
		手術室映像記録配信システム			

令和6年度新潟県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度新潟県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

区		分	予	定	量
1 営業関係	1	流域関連市町村数			11市町村
	2	年間総処理水量	79,394,308	立方メートル	
	3	1日平均処理水量	217,519	立方メートル	
2 建設改良関係	1	流域下水道施設の改築更新事業			一式

(収益的取入及び支出)

第3条 収益的取入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		千円
第1款	流域下水道事業収益	12,945,009
第1項	営業収益	4,710,566
第2項	営業外収益	8,234,433
第3項	特別利益	10

支 出		千円
第1款	流域下水道事業費用	12,151,476
第1項	営業費用	11,204,762
第2項	営業外費用	846,704
第3項	特別損失	10
第4項	予備費	100,000

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,283,393千円は、当年度分損益勘定留保資金1,426,715千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額426千円、当年度利益剰余金処分額793,533千円及び繰越利益剰余金処分額62,719千円で補てんする。

収 入		千円
第1款	資 本 的 収 入	6,489,621
第1項	企 業 債 金	1,678,800
第2項	国 庫 補 助 金	3,413,494
第3項	他 会 計 補 助 金	49,885
第4項	負 担 金	1,338,883
第5項	受 託 工 事 収 益	8,559

支 出		千円
第1款	資 本 的 支 出	8,773,014
第1項	建 設 費	5,830,783
第2項	企 業 債 還 金	2,541,967
第3項	負 担 金 返 還 金	4,686
第4項	災 害 復 旧 費	380,000
第5項	受 託 工 事 費	15,578

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	限	度	額
信濃川下流流域工事	濃新下流流域工事	令和7年度			1,354,000 千円
信濃川下流流域工事	濃新下流流域工事	令和7年度			741,000
信濃川下流流域工事	濃新下流流域工事	令和7年度			176,000
魚野川下流流域工事	魚野川下流流域工事	令和7年度			1,834,000
阿賀野川下流流域工事	阿賀野川下流流域工事	令和7年度から 令和8年度まで			2,120,500
西川流域下水道西川処理区建設工事	西川流域下水道西川処理区建設工事	令和7年度から 令和8年度まで			536,000
信濃川下流流域工事	信濃川下流流域工事	令和7年度			201,000
流域下水道施設	流域下水道施設	令和7年度から 令和8年度まで			2,708,564
流域下水道管渠埋設に係る土地貸借契約	流域下水道管渠埋設に係る土地貸借契約	令和7年度から 令和8年度まで			132
国際持続可能性カーボン認証審査費用支払契約	国際持続可能性カーボン認証審査費用支払契約	令和7年度			51

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
千円 流域下水道事業 借換債	1,415,500 263,300	普通貸借又は債券発行 (発行価格が額面金額 を下回るときは、それ ぞれの発行価格差減額 を埋めるために必要な 金額を限度額に加算し た金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み40年以内に元利均 等若しくは不均等の方法により毎年1期又は2期 に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還 する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、 償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えること ができる。
<b>合 計</b>	<b>1,678,800</b>			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、5,800,000千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業外費用に計上した消費税及び地方消費税に係る予算額に不足が生じた場合における営業費用からの流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

経費	金額
職員給与費	307,494千円

(他会計からの補助金)

第10条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,505,932千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち856,252千円は、次のとおり処分するものと定める。

区分	金額
減債積立金	856,252千円



## 令和5年度新潟県一般会計補正予算

令和5年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90,316,880千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,355,544,328千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県 税		千円 281,139,000	千円 △ 1,784,000	千円 279,355,000
	第1項 県 民 税	64,108,000	3,040,000	67,148,000
	第2項 事 業 税	70,532,000	1,797,000	72,329,000
	第3項 地 方 消 費 税	81,027,000	△ 7,456,000	73,571,000
	第4項 不 動 産 取 得 税	4,228,000	435,000	4,663,000
	第5項 県 た ば こ 税	2,358,000	119,000	2,477,000
	第6項 ゴ ル フ 場 利 用 税	469,000	3,000	472,000
	第7項 軽 油 引 取 税	21,617,000	△ 328,000	21,289,000
	第8項 自 動 車 税	31,766,000	645,000	32,411,000
	第9項 鉱 区 税	28,000	4,000	32,000
	第12項 産 業 廃 棄 物 税	143,000	△ 20,000	123,000
	第13項 旧 法 に よ る 税	140,000	△ 23,000	117,000
第2款 地 方 消 費 税 清 算 金		118,192,000	△ 6,669,000	111,523,000
	第1項 地 方 消 費 税 清 算 金	118,192,000	△ 6,669,000	111,523,000
第3款 地 方 譲 与 税		42,567,000	3,172,353	45,739,353
	第1項 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	38,442,000	3,055,832	41,497,832
	第2項 地 方 揮 発 油 譲 与 税	3,550,000	104,349	3,654,349

第3項	石油ガス譲与税	142,000	△	1,161	140,839
第4項	自動車重量譲与税	328,000		12,841	340,841
第5項	森林環境譲与税	103,000		180	103,180
第6項	航空機燃料譲与税	2,000		312	2,312
第4款	地方特例交付金	1,090,000		31,220	1,121,220
	第1項 地方特例交付金	1,090,000		31,220	1,121,220
第5款	地方交付税	254,900,000		9,918,078	264,818,078
	第1項 地方交付税	254,900,000		9,918,078	264,818,078
第6款	交通安全対策特別交付金	410,000	△	89,632	320,368
	第1項 交通安全対策特別交付金	410,000	△	89,632	320,368
第7款	分担金及び負担金	6,723,465		13,046	6,736,511
	第1項 分担金	2,171,498		523	2,172,021
	第2項 負担金	4,551,967		12,523	4,564,490
第8款	使用料及び手数料	14,299,328	△	393,483	13,905,845
	第1項 使用料	10,789,127	△	357,488	10,431,639
	第2項 手数料	3,510,201	△	35,995	3,474,206
第9款	国庫支出金	198,715,504	△	9,603,101	189,112,403
	第1項 国庫負担金	28,053,656		215,495	28,269,151
	第2項 国庫補助金	168,569,865	△	9,406,903	159,162,962

第10款 財産収入	第3項 委託金	2,091,983	△	411,693	1,680,290
	第1項 財産運用収入	3,842,621		1,450,731	5,293,352
	第2項 財産売却収入	1,279,712		17,099	1,296,811
		2,562,909		1,433,632	3,996,541
第11款 寄附金	第1項 寄附金	1,763,242		287,531	2,050,773
		1,763,242		287,531	2,050,773
第12款 繰入金	第1項 特別会計繰入金	30,679,104	△	1,242,449	29,436,655
	第2項 基金繰入金	4,628,311	△	77,589	4,550,722
		26,050,793	△	1,164,860	24,885,933
第13款 諸収入	第1項 延滞金加算金及び過料等	237,079,249	△	89,942,894	147,136,355
	第2項 利子収入	192,434	△	32,723	159,711
	第3項 公営企業貸付金収入	11,553	△	284	11,269
	第4項 貸付金収入	14,388,592	△	787,152	13,601,440
	第5項 受託事業収入	196,882,277	△	91,356,036	105,526,241
	第6項 収益事業収入	17,324,018		201,388	17,525,406
	第7項 利子割精算金収入	2,859,281		98,852	2,958,133
	第8項 雑収入	1	△	1	
		5,421,093		1,933,062	7,354,155
第14款 県債		248,409,000	△	4,590,000	243,819,000

	第1項 県	債	248,409,000	△ 4,590,000	243,819,000
第15款 繰越金			6,051,695	9,124,720	15,176,415
	第1項 繰越金		6,051,695	9,124,720	15,176,415
<b>歳入</b>	<b>合 計</b>		<b>1,445,861,208</b>	△ <b>90,316,880</b>	<b>1,355,544,328</b>

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 議会費	第1項 議会費	1,418,132 千円	△ 140,902 千円	1,277,230 千円
第2款 総務費	第1項 政策費	26,821,344	24,175,862	50,997,206
	第2項 総務管理費	6,264,736	△ 440,388	5,824,348
	第3項 統計調査費	10,429,761	25,149,944	35,579,705
	第4項 徴税費	544,846	△ 19,996	524,850
	第5項 市町村振興費	7,092,723	△ 8,048	7,084,675
	第6項 選挙費	1,128,705	△ 76,049	1,052,656
	第7項 人事委員会費	978,691	△ 430,912	547,779
	第8項 監査委員費	142,106	589	142,695
		239,776	722	240,498
第3款 環境費	第1項 環境政策費	8,341,294	884,186	9,225,480
	第2項 環境対策費	810,040	△ 178,653	631,387
	第3項 資源循環推進費	828,642	△ 62,418	766,224
	第4項 防災費	787,954	△ 123,118	664,836
		5,914,658	1,248,375	7,163,033
第4款 福祉保健費		202,853,820	△ 2,992,792	199,861,028

	第1項 福祉保健費	22,663,723		106,241	22,769,964
	第2項 国保・福祉指導費	44,967,251		875,824	45,843,075
	第3項 地域医療政策費	12,273,189		327,620	12,600,809
	第4項 医師・看護職員確保対策費	2,365,995	△	3,363	2,362,632
	第5項 高齢福祉保健費	45,465,061	△	1,835,729	43,629,332
	第6項 健康対策費	4,542,958	△	81,126	4,461,832
	第7項 生活衛生費	8,168,522	△	449,150	7,719,372
	第8項 障害福祉費	23,461,022		368,851	23,829,873
	第9項 子ども家庭費	25,752,140	△	482,707	25,269,433
	第10項 感染症対策費	13,193,959	△	1,819,253	11,374,706
第5款 労働費		2,979,697	△	405,358	2,574,339
	第1項 労働委員会費	118,117	△	1,309	116,808
	第2項 しごと定住促進費	661,427	△	15,378	646,049
	第3項 雇用能力開発費	2,200,153	△	388,671	1,811,482
第6款 産業費		231,200,724	△	92,391,085	138,809,639
	第1項 産業政策費	2,386,529	△	77,801	2,308,728
	第2項 地域産業振興費	203,794,736	△	91,744,172	112,050,564
	第3項 創業・イノベーション推進費	3,118,839	△	100,370	3,018,469
	第4項 産業立地費	12,494,375	△	142,105	12,352,270
	第5項 観光費	4,323,198	△	303,602	4,019,596
	第6項 国際観光費	271,337		2,099	273,436

第7項	文	化	費	3,127,200	△	6,014	3,121,186
第8項	ス	ポ	ツ	1,684,510	△	19,120	1,665,390
第7款	農	林	水	産	業	費	
第1項	農	業	総	務	費	7,728,692	89,126,669
第2項	地	域	農	政	推	進	3,246,423
第3項	農	産	園	芸	費	846,126	8,431,231
第4項	経	営	普	及	費	664,497	1,832,772
第5項	食	品	・	流	通	357,242	3,038,064
第6項	畜	産	業	費	71,968	550,032	
第7項	水	産	業	費	77,740	1,673,136	
第8項	林	業	管	理	70,586	3,316,111	
第9項	農	地	業	費	2,063,004	11,358,982	
第10項	農	地	基	盤	整	備	6,324,643
第11項	農	地	計	画	2,998,015	48,051,161	
第8款	土	木	費	1,336,999	△	32,885	1,304,114
第1項	土	木	管	理	4,800,118	172,340,367	
第2項	道	路	橋	り	△	7,454	11,122,165
第3項	河	川	海	岸	603,401	71,731,284	
第4項	砂	防	費	159,141	33,123,349		
第5項	都	市	計	画	4,450,663	13,366,110	
第6項	建	築	費	7,192,621	△	449,251	6,743,370
				20,662,089		294,244	20,956,333



	第7項 交 通 港 灣 空	策 政 振 灣 港	費 興 灣 港 費	3,871,433 725,261 10,490,401 1,160,197	△ △ △ △	259,722 58,676 265,047 366,091	3,611,711 666,585 10,225,354 794,106						
第9款 警 察 費	第1項 警 察 管 理 費	第2項 警 察 行 政 費		51,552,529 47,493,625 4,058,904	△ △ △	640,156 416,510 223,646	50,912,373 47,077,115 3,835,258						
第10款 教 育 費	第1項 教 育 總 務 費	第2項 小 学 校 費	第3項 高 等 学 校 費	第4項 特 別 支 援 学 校 費	第5項 生 徒 指 導 費	第6項 生 涯 学 習 推 進 費	第7項 保 健 体 育 費	第8項 私 学 教 育 振 興 費	第9項 大 学 費				
	第1項 教 育 總 務 費	第2項 小 学 校 費	第3項 高 等 学 校 費	第4項 特 別 支 援 学 校 費	第5項 生 徒 指 導 費	第6項 生 涯 学 習 推 進 費	第7項 保 健 体 育 費	第8項 私 学 教 育 振 興 費	第9項 大 学 費				
	160,811,786	7,548,658	79,228,902	42,171,922	17,986,413	466,863	510,619	711,760	10,631,653	1,554,996	△ △ △ △ △ △ △ △ △	3,889,432 153,822 1,745,746 1,310,428 9,284 30,821 5,940 66,115 492,693 86,463	156,922,354 7,394,836 77,483,156 40,861,494 17,977,129 436,042 516,559 645,645 10,138,960 1,468,533
第11款 災 害 復 旧 費	第1項 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	第2項 土 木 施 設 災 害 復 旧 費		7,797,683 2,694,917 4,726,220		4,229,237 2,186,697 2,042,540	12,026,920 4,881,614 6,768,760						

第12款	県債費	第1項 県債費	301,082,956	△ 1,085,307	299,997,649
			301,082,956	△ 1,085,307	299,997,649
第13款	諸支出金	第1項 公営企業貸付金	176,705,397	△ 5,532,323	171,173,074
		第2項 雑支出	14,388,592	△ 787,152	13,601,440
		第3項 地方消費税清算金	9,253,400	276,000	9,529,400
		第4項 利子割交付金	79,414,925	△ 2,992,940	76,421,985
		第5項 配当割交付金	88,496	△ 22,314	66,182
		第6項 株式等譲渡所得割交付金	1,344,222	175,230	1,519,452
		第7項 分離課税所得割交付金	933,768	700,326	1,634,094
		第8項 法人事業税交付金	123,708	5,276	128,984
		第9項 地方消費税交付金	5,205,936	64,051	5,269,987
		第10項 ゴルフ場利用税交付金	59,824,189	△ 3,358,771	56,465,418
		第11項 環境性能割交付金	328,300	469	328,769
		第12項 軽油引取税交付金	734,800	194,535	929,335
		第13項 利子割精算金	4,966,564	213,930	5,180,494
		第14項 旧法による自動車取得税交付金	1	△ 1	97,534
			98,496	△ 962	
		<b>合 計</b>	<b>1,445,861,208</b>	<b>△ 90,316,880</b>	<b>1,355,544,328</b>
	<b>歳 出</b>				

第2表 継続費補正 1 変更										
款	項	事業名	補 額		正 前		補 額		正 後	
			総	千円	年度	年割額	総	千円	年度	年割額
第8款 土木費	第2項 道橋りょう費	一般国道117号道路 改築工事 (灰雨トンネル)			30	千円	30	千円	30	千円
					元	375,968	元	375,968	元	375,968
					2	500,482	2	500,482	2	500,482
					3	902,351	3	902,351	3	902,351
					4	1,037,917	4	1,037,917	4	1,037,917
					5	550,000	5	550,000	5	516,077
					6	700,000	6	700,000	6	700,000
					7	433,282	7	433,282	7	467,205
					2	0	2	0	2	0
					3	820,728	3	820,728	3	820,728
		4	2,629,064	4	2,629,064	4	2,629,064			
			5,700,000		5,700,000		5,700,000		5,700,000	
			4,500,000		4,500,000		4,500,000		4,500,000	
		県道新発田津川線 緊急地方道路整備事業 (白川大橋)								

第3項 河川海岸費	鶴川治水ダム事業費 (鶴川)	5,000,000	5	1,770,936		5	971,301		
			6	400,000		6	1,200,000		
			7	79,272		7	78,907		
			4	0		4	0		
			5	600,000		5	440,000		
			6	1,000,000	5,000,000	6	1,250,000		
			7	1,300,000		7	1,300,000		
			8	1,700,000		8	1,700,000		
			9	400,000		9	310,000		
			15	0		15	0		
			16	450,000		16	450,000		
			17	425,000		17	425,000		
			18	350,000		18	350,000		
			19	500,000	36,030,000	19	500,000		
								42,530,000	

20	430,000	20	430,000
21	500,000	21	500,000
22	867,000	22	867,000
23	1,221,800	23	1,221,800
24	712,700	24	712,700
25	898,600	25	898,600
26	1,160,000	26	1,160,000
27	983,770	27	983,770
28	1,071,700	28	1,071,700
29	1,459,000	29	1,459,000
30	2,560,000	30	2,560,000
元	3,485,900	元	3,485,900
2	3,408,000	2	3,408,000
3	4,684,500	3	4,684,500



第6項 建築費  胎内規模第一良発電事業	390,000				500,000			
	4	5	6	7	4	5	6	7
			360,500	19,500			50,000	430,500
		10,000						
								19,500

第3表 債務負担行為補正 1 追加							
事	項	期	限	度	額	説	明
	新潟県立紫雲寺記念公園管理協定	令和6年度から 令和12年度まで		826,000千円			



2 変 更		補 正						明 説
		前		後		期 間	限 額	
事 項	期 間	限 額	期 間	限 額	期 間			限 額
コロニーにいがた白岩の里管理協定	令和6年度から令和10年度まで	1,500,765千円	令和6年度から令和10年度まで	1,500,765千円	令和6年度から令和10年度まで	2,350,764千円		
一級河川十二沢川広域河川改修工事費用負担協定(相手方 東日本旅客鉄道株式会社)	平成28年度から令和8年度まで	1,750,000千円	平成28年度から令和8年度まで	1,750,000千円	平成28年度から令和9年度まで	2,200,000千円		
ダムE S C O事業委託契約	令和6年度から令和27年度まで	194,000千円	令和6年度から令和27年度まで	194,000千円	令和6年度から令和28年度まで	194,000千円		
新潟県立鳥屋野潟公園(新潟県スポーツ公園)及び清五郎ワールドカップ広場管理協定	令和2年度から令和6年度まで	2,556,350千円	令和2年度から令和6年度まで	2,556,350千円	令和2年度から令和6年度まで	2,593,971千円		

第4表 地方債補正  
1 変更

起債の目的	補		正		前		正		後	
	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	起債の方法	利率	起債の方法	償還の方法
道路事業費	17,596,000	千円	普通貸借又は債券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。)	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	16,228,000	千円	補正前に同じ		
河川事業費	15,399,000					15,845,000				
海岸事業費	899,000					827,000				
防砂事業費	8,418,000					6,590,000				
街路事業費	579,000					466,000				
公園事業費	683,000					660,000				
公営住宅建設事業費	315,000					357,000				
港湾事業費	5,562,000					5,104,000				
空港事業費	329,000					181,000				
漁港事業費	520,000					521,000				
林道事業費	565,000					276,000				

治山事業費	3,071,000	2,655,000
農地事業費	13,643,000	12,500,000
災害復旧事業費	4,092,000	6,070,000
学校教育施設等整備事業費	2,596,000	2,470,000
生涯学習施設等整備事業費	189,000	188,000
社会福祉施設整備事業費	370,000	135,000
施設整備事業費 (一般財源化分)	236,000	409,000
地域活性化事業費	1,185,000	1,295,000
防災対策事業費	11,027,000	11,536,000
地方道路等整備事業費	8,021,000	7,908,000
合併特例事業費	1,332,000	1,426,000
原子力発電施設等立地 地域振興特別事業費	565,000	589,000
河川等整備事業費	74,000	59,000
臨時高等学校改築等事業費	2,000	74,000

警察施設整備事業費	701,000	847,000
交通安全施設整備事業費	579,000	453,000
地域機関改修事業費	347,000	354,000
石綿対策事業費	133,000	74,000
脱炭素設備整備事業費	94,000	108,000
大学等高等教育機関設置補助事業費	35,000	27,000
国立・国定公園施設整備事業費	28,000	27,000
医療体制整備事業費	172,000	126,000
農林水産業振興事業費	30,000	0
北越急行株式会社補助事業費	67,000	71,000
臨時財政対策債	7,000,000	5,408,000
<b>合 計</b>	<b>248,409,000</b>	<b>243,819,000</b>

令和5年度新潟県債管理特別会計補正予算

令和5年度新潟県債管理特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ310,782千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ193,438,149千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県債費収入		193,748,931 <small>千円</small>	△ 310,782 <small>千円</small>	193,438,149 <small>千円</small>
	第1項 繰入金	193,748,931	△ 310,782	193,438,149
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>193,748,931</b>	<b>△ 310,782</b>	<b>193,438,149</b>

2 歳 出		補正前の額	補正額	計
第1款 県債費	項	千円 193,748,931	千円 △ 310,782	千円 193,438,149
	第1項 県債費	193,748,931	△ 310,782	193,438,149
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>	<b>193,748,931</b>	<b>△ 310,782</b>	<b>193,438,149</b>

令和5年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ87,040千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ125,916千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 地域づくり資金貸付事業収入		千円 212,956	△ 87,040	千円 125,916
	第1項 繰越金	212,956	△ 87,040	125,916
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>212,956</b>	<b>△ 87,040</b>	<b>125,916</b>

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款	地域づくり事業 貸付事業 資金費	第1項 貸付事業費	千円 212,956	千円 △ 87,040	千円 125,916
<b>歳</b>	<b>出</b>	<b>合 計</b>	<b>212,956</b>	<b>△ 87,040</b>	<b>125,916</b>



令和5年度新潟県災害救助事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県災害救助事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,424,536千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,341,490千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業収入		千円 3,916,954	千円 1,424,536	千円 5,341,490
	第1項 国庫支出金	109,581	48,109	157,690
	第2項 財産収入	1,189	△ 1,117	72
	第3項 繰入金	3,613,144	1,373,267	4,986,411
	第4項 諸収入	526	1,226	1,752
	第5項 分担金及び負担金	185,148	△ 2,914	182,234
	第7項 寄附金		100	100
	第8項 繰越金		5,865	5,865

歳 入 合 計	3,916,954	1,424,536	5,341,490

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 災害救助事業費	第1項 災害救助費	3,916,954 <small>千円</small>	1,424,536 <small>千円</small>	5,341,490 <small>千円</small>
	第2項 基金積立金	3,870,270	△ 12,106	3,858,164
	第3項 県債	1,189	1,377,969	1,379,158
	第4項 繰出金	45,495	△ 116	45,379
<b>歳</b>	<b>出 合 計</b>	<b>3,916,954</b>	<b>1,424,536</b>	<b>5,341,490</b>

令和5年度新潟県国民健康保険事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県国民健康保険事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,817,837千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ191,354,468千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 国民健康保険事業収入		千円 187,536,631	千円 3,817,837	千円 191,354,468
	第1項 分担金及び負担金	48,680,865	△ 729,361	47,951,504
	第2項 国庫支出金	47,745,873	2,574,575	50,320,448
	第3項 財産収入	6,988	△ 6,569	419
	第4項 繰入金	12,979,604	△ 918,114	12,061,490
	第5項 雑収入	78,123,300	70,280	78,193,580
	第6項 繰越金	1	2,827,026	2,827,027
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>187,536,631</b>	<b>3,817,837</b>	<b>191,354,468</b>

2 歳 出		補正前の額			補正額		計
款	項	千円	千円	千円	千円	千円	千円
第1款 国民健康保険事業費	第1項 総務費	187,536,631	3,817,837		191,354,468		
	第2項 事業費	3,857	△ 87		3,770		
	第3項 基金積立金	185,886,865	5,008,827		190,895,692		
	第4項 諸支出名	6,988	△ 6,569		419		
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>	<b>187,536,631</b>	<b>3,817,837</b>		<b>191,354,468</b>		

令和5年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ240千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ627,348千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	第1項 繰入金	627,588千円	△ 240千円	627,348千円
	第2項 諸収入	3,344	△ 1,403	1,941
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>627,588</b>	<b>△ 240</b>	<b>627,348</b>

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 母子父子寡婦福祉資金 貸付事業費	第1項 貸付事業費	千円 627,588	千円 △ 240	千円 627,348
<b>歳</b>	<b>出</b>	<b>627,588</b>	<b>△ 240</b>	<b>627,348</b>
	<b>合 計</b>			

令和5年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,932千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,312千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児者総合施設事業収入	第3項 繰入金	千円 19,380	千円 4,932	千円 24,312
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>19,380</b>	<b>4,932</b>	<b>24,312</b>



2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 心身障害児者 施設事業費		千円 19,380	千円 4,932	千円 24,312
	第2項 繰出金	19,369	4,932	24,301
<b>歳</b>	<b>出 合 計</b>	<b>19,380</b>	<b>4,932</b>	<b>24,312</b>

令和5年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ374,742千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ361,197千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付収入	第2項 諸収入	735,939千円	△ 374,742千円	361,197千円
	第3項 県債	318,439	△ 22,592	295,847
	第4項 繰越金	200,000	△ 176,075	23,925
		209,943	△ 176,075	33,868
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>735,939</b>	<b>△ 374,742</b>	<b>361,197</b>

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 中小企業支援資金貸付 業	第1項 貸付事業費	千円 735,939	△ 374,742	千円 361,197
	第2項 県債費	414,849	△ 352,150	62,699
	第3項 繰出金	207,618	△ 12,308	195,310
		113,472	△ 10,284	103,188
<b>歳 出</b>	<b>合 計</b>	<b>735,939</b>	<b>△ 374,742</b>	<b>361,197</b>

第2表 地方債補正 1 変更																				
起債の目的	補			正			前			補			正			後				
	限度額	起債の方法	利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	償還の利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	償還の利率	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	償還の利率		
小規模企業貸付事業費 導入資金等設備費	千円 200,000	普通貸借	年0.5パーセント以内	千円 23,925	普通貸借	年0.5パーセント以内	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第28条に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構業務方法書の規定による。	補正前に同じ	補正前に同じ	千円 23,925	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ

令和5年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ395,958千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 林業改善事業貸付金	第2項 繰越金	千円 265,054	千円 △ 67	千円 264,987
<b>歳入</b>	<b>合計</b>	<b>396,025</b>	<b>△ 67</b>	<b>395,958</b>

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款	林業改善事業 貸付	金費	千円 265,004	千円 67	千円 264,937
		第1項貸付事業費	193,671	67	193,604
<b>歳</b>	<b>出</b>	<b>合計</b>	<b>396,025</b>	<b>67</b>	<b>395,958</b>

令和5年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30,416千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,374千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 沿岸漁業改善資金 貸付事業収入	第1項 繰入金	50,790 千円	△ 30,416 千円	20,374 千円
	第3項 繰越金	80	△ 80	20,313
	<b>合 計</b>	<b>50,790</b>	<b>△ 30,416</b>	<b>20,374</b>
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>50,790</b>	<b>△ 30,416</b>	<b>20,374</b>

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
第1款	沿岸漁業改善資金費 付事業費	第1項 貸付事業費	千円 50,740	千円 △ 30,416	千円 20,324
歳	出	合 計	50,790	△ 30,416	20,374



令和5年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,018千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ113,356千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業収入		千円 139,374	千円 △ 26,018	千円 113,356
	第1項 国庫支出金	38,711	△ 20,997	17,714
	第2項 財産収入	6,240	7,649	13,889
	第3項 繰入金	77,452	△ 150	77,302
	第4項 県債	9,000	△ 9,000	
	第5項 繰越金	7,971	△ 4,381	3,590

	第6項 諸	収	入		861	861
歳	入	合	計	139,374	△	26,018
						113,356

2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	138,374 千円	△ 26,018 千円	112,356 千円
	第2項 県債費	60,922	△ 25,868	35,054
<b>歳 出 合 計</b>		<b>139,374</b>	<b>△ 26,018</b>	<b>113,356</b>

起債の目的		補		正		前		補		正		後	
		限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	償還の方法	限度額	千円	起債の方法	利率	償還の方法	
県有林事業費		9,000	千円	普通貸借	年5.0パーセント以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる株式会社日本政策金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み50年以内に元利均等年賦償還する。ただし、据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮することができる。							

令和5年度新潟県都市開発資金事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県都市開発資金事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ131,026千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ270,889千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
都市開発資金取 第1款	第1項 財産収入	千円 401,915	千円 △ 131,026	千円 270,889
<b>歳</b>	<b>入</b>	<b>401,915</b>	<b>△ 131,026</b>	<b>270,889</b>
	<b>合計</b>			

2 歳 出		項	補正前の額	補正額	計
款	第1款 都市開発資金事業費		千円 401,915	千円 △ 131,026	千円 270,889
		第2項 繰出金	400,000	△ 131,026	268,974
歳	出	合 計	<b>401,915</b>	△ <b>131,026</b>	<b>270,889</b>

## 令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ421,143千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,664,903千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 1 歳 入				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業収入		千円 4,086,046	千円 △ 421,143	千円 3,664,903
	第2項 国庫支出金	15,000	△ 15,000	
	第5項 諸収入	10,374	△ 3,043	7,331
	第6項 県債	2,422,000	△ 403,100	2,018,900
<b>歳 入</b>	<b>合 計</b>	<b>4,086,046</b>	<b>△ 421,143</b>	<b>3,664,903</b>



2 歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
第1款 港湾整備事業費		千円 4,085,893	千円 △ 421,143	千円 3,664,750
	第1項 事業費	2,666,623	△ 421,143	2,245,480
<b>歳</b>	<b>出 合 計</b>	<b>4,086,046</b>	<b>△ 421,143</b>	<b>3,664,903</b>



令和5年度新潟県電気事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元	予	定	量	変	更	予	定	量	
	業	関										係
1	営	業				381,815	MWh				362,361	MWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	電気事業収益	12,692,791千円	△ 464,483千円	12,228,308千円
第1項	営業収益	12,566,852	△ 561,399	12,005,453
第2項	財務収益	3,480	△ 834	2,646
第3項	事業外収益	122,459	97,750	220,209

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 電気事業費用	7,354,337	578,301	7,932,638
第1項 営業費用	6,535,578	△ 545,941	5,989,637
第3項 事業外費用	655,625	332,420	988,045
第5項 特別損失		791,822	791,822

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,977,757千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	3,705,564	△ 1,336,311	2,369,253
第1項 企業債	3,288,000	△ 1,348,000	1,940,000
第5項 雑収入	10	11,689	11,699

支 出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	千円 10,952,494	千円 △ 1,605,484	千円 9,347,010
第1項	建設改良費	5,023,830	△ 1,609,535	3,414,295
第3項	投資	3,374	415	3,789
第6項	雑支出	1,000	3,636	4,636

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補 て ん 財 源									
					過 損 留 保 資 金	当 損 留 保 資 金	年 益 勘 定 金	減 積 立	債 積 立	建 設 改 良 積 立	良 積 立	経 営 安 定 金 積 立	地 域 振 興 積 立	消 費 的 調 整
第1項	建設改良費	千円 3,414,295	千円 1,947,064	千円 1,467,231	千円 479,919	千円 78,658	千円 -	千円 -	千円 -	千円 394,500	千円 -	千円 207,000	千円 -	千円 307,154
第2項	企業償還金	1,916,737	410,000	1,506,737	1,379,737	-	127,000	-	-	-	-	-	-	-
第3項	投資	3,789	-	3,789	3,789	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第4項	他会計繰出金	4,000,000	-	4,000,000	-	-	-	-	-	-	-	-	4,000,000	-
第5項	受託工事費	7,553	7,553	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
第6項	雑支出	4,636	4,636	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	9,347,010	2,369,253	6,977,757	1,863,445	78,658	127,000	394,500	207,000	4,000,000	307,154			

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金		額		変		更		金		額	
			総額	千円	年度	元	年度	千円	総額	千円	年度	元	年度	千円	総額	千円
1	資本的支出	1	建設改良費	胎内規模改良所 発電事業	7,985,170	7,985,170	元	176,395	元	176,395	元	176,395	元	176,395	元	176,395
					2	128,325	2	128,325	2	128,325						
					3	1,607,555	3	1,607,555	3	1,607,555						
					4	981,093	4	981,093	4	981,093						
					5	2,828,849	5	2,828,849	5	1,316,450						
					6	1,939,389	6	1,939,389	6	1,678,872						
					7	323,564	7	323,564	7	1,786,682						
					8		8		8	309,798						
					7,985,170	7,985,170										

(債務負担行為)

第6条 債務負担行為を次のとおり改める。

事 項	更 前		更 後	
	変 更 期 間	限 度 額	変 更 期 間	限 度 額
発電管理センター他 監視制御装置更新工事	令和5年度から 令和6年度まで	千円 1,025,197	令和5年度から 令和8年度まで	千円 1,025,197
笠堀発電所 変電設備更新工事	令和5年度	152,900	令和5年度から 令和7年度まで	152,900
笠堀発電所 東北電力配電線盤更新工事	令和6年度	165,000	令和6年度から 令和8年度まで	165,000

(企業債)

第7条 起債の限度額を次のとおり改める。

起 債 の 目 的	元 金 額	変 更 金 額
水力発電所建設改良事業費	千円 3,288,000	千円 1,940,000

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職員給与費	千円 1,059,977	千円 944,496

令和5年度新潟県工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 令和5年度新潟県工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1 営 業 関 係	2 年 間 総 給 水 量	50,948,422 立方メートル	53,257,578 立方メートル
	3 一 日 平 均 給 水 量	138,824 立方メートル	145,116 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補 正 予 定 額	計
第1款 工業用水道事業収益	第1項 営業収益	1,782,312 千円	13,124 千円	1,795,436 千円
		1,536,440	11,209	1,547,649
第2項 営業外収益		245,872	1,915	247,787



支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 工業用水道事業費用	2,264,922	△ 273,770	1,991,152
第1項 営業費用	2,080,792	△ 343,748	1,737,044
第2項 営業外費用	24,130	69,978	94,108

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額650,286千円は、次のとおり補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	21,609	20,908	42,517
第2項 雑収入	21,579	20,908	42,487

支出

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	千円 615,691	千円 77,112	千円 692,803
第1項	建設改良費	490,982	77,127	568,109
第3項	投資	15	△ 15	

区	分	支出予定額	充当財源 収入予定額	差引不足額	補て人財源			
					減積立金	債積立金	建設改良積立金	過損留保資金 年度勘定 定額金
第1項	建設改良費	千円 568,109	千円 42,517	千円 525,592	千円 24,026	千円 352,061	千円 126,691	千円 46,840
第2項	企業債償還金	124,694		124,694		100,668		
	計	692,803	42,517	650,286	24,026	352,061	227,359	46,840

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経	費	元	金額	変更	金額
職	員	給	与	費	費
			千円 375,662		千円 348,754

(他会計からの補助金)

第6条 工業用水道事業の経営の健全化を促進するため及び新潟臨海工業用水道事業の水源確保のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を38,520千円に改める。

令和5年度新潟県工業用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県工業用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1	営業関係土地の売却	平方メートル 75,000	平方メートル 102,470

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	工業用地造成事業収益	千円 1,642,564	千円 247,918	千円 1,890,482
第1項	営業収益	852,069	247,420	1,099,489
第2項	営業外収益	790,495	498	790,993

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 工業用地造成事業費用	889,819	194,459	1,084,278
第1項 営業費用	882,873	194,502	1,077,375
第2項 営業外費用	5,946	△ 43	5,903

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額750,554千円は、次のとおり補てんするものとする。

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	795,037	△ 44,483	750,554
第1項 工業用地造成費	67,644	△ 45,144	22,500
第4項 雑支出	10	661	671

区 分	支 出 予 定 額	充 当 財 源 額	差 引 不 足 額	補 て ん 財 源	
				当 勤 年 度 留 保 資 金	益 金
第1項 工業用地造成費	千円 22,500	千円	千円 22,500	千円 22,500	千円 22,500
第2項 企業償還金	317,383		317,383	317,383	317,383
第3項 他会計借入金返済金	410,000		410,000	410,000	410,000
第4項 雑 支 出	671		671	671	671
計	750,554		750,554		750,554

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経 費	元 金 額	変 更 金 額
職 員 給 与 費	千円 57,319	千円 71,873

(他会計からの補助金)

第6条 工業用地造成事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を786,200千円に改める。

令和5年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県新潟東港臨海用地造成事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元	面	積	変	更	面	積	
1	土	地	の	売	却	平方メートル	7,572.88	平方メートル	58,628.13

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科	目	補正前の予定額	補正予定額	計
第1款	用地造成事業収益	千円 93,614	千円 523,161	千円 616,775
第1項	営業収益	90,274	523,727	614,001
第2項	営業外収益	3,340	△ 566	2,774

支出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計
第1款	用地造成事業費用	64,539	301,671	366,210
第1項	営業費用	64,430	301,678	366,108
第2項	営業外費用	109	△ 7	102



令和5年度新潟県病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元	予	定	量	変	更	予	定	量
	入	外									
年間患者数	院		680,000			人			632,000		人
	来		1,134,000			人			1,098,000		人
		計	1,814,000			人			1,730,000		人
1日平均患者数	院		1,858			人			1,727		人
	来		4,667			人			4,519		人
		計	6,525			人			6,246		人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業収益	76,885,012	△ 477,014	76,407,998
第1項	医療収益	61,772,562	△ 924,222	60,848,340
第2項	医療外収益	15,112,250	447,408	15,559,658
第3項	特別利益	200	△ 200	

支出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	病院事業費用	78,806,493	969,281	79,775,774
第1項	医療費用	76,910,183	1,248,671	78,158,854
第2項	医療外費用	1,896,110	△ 279,190	1,616,920
第3項	特別損失	200	△ 200	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,857,600千円は、過年度分損益勘定留保資金1,857,600千円で補てんするものとする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的収入	7,029,720	△ 243,799	6,785,921
第1項 投資回収金	811	248	1,059
第2項 企業業助金	2,937,600	△ 269,200	2,668,400
第3項 補助金	12,314	28,740	41,054
第4項 負担金交付金	4,074,516	△ 5,311	4,069,205
第5項 その他資本的収入	4,479	1,724	6,203

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 資本的支出	8,886,699	△ 243,178	8,643,521
第1項 建設改良費	3,379,752	△ 264,723	3,115,029
第2項 投資	811	868	1,679
第4項 その他資本的支出		20,677	20,677

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事 業 名	元			金 額			変 更 額			金 額
			総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額	総 額	年度	年 割 額	
			千円	25	千円	25	千円	25	千円	25	千円	0
				26	546,230		26	546,230		26	546,230	
				27	3,726,370		27	3,726,370		27	3,726,370	
				28	561,097		28	561,097		28	561,097	
				29	321,756		29	321,756		29	321,756	
				30	1,028,382		30	1,028,382		30	1,028,382	
				元	14,863,351		元	14,863,351		元	4,248,794	
		十日町病院改築事業		2	2,384,015		2	2,384,015		2	2,384,015	
				3	745,495		3	745,495		3	745,495	
				4	542,137		4	542,137		4	542,137	
				5	473,310		5	473,310		5	460,398	
				6	285,765		6	285,765		6	23,731	
1	資本の支出	1	建設改良費							7	274,946	



				8	7,536		8	11,362
--	--	--	--	---	-------	--	---	--------

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
病院整備事業費	千円 2,937,600	千円 2,668,400

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
1 職員給与費	千円 38,039,773	千円 38,717,254
2 交際費	1,000	200

(他会計からの補助金)

第8条 病院事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を3,299,475千円に改める。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額を次のとおり改める。

科 目	元 金 額	変 更 金 額
た な 卸 資 産 購 入 限 度 額	千円 21,735,995	千円 22,261,599

令和5年度新潟県基幹病院事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県基幹病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分		元	予	定	量	変	更	予	定	量
	入	外									
年間患者数				181,000	人	169,000	人				
			計	285,000	人	301,000	人				
1日平均患者数				466,000	人	470,000	人				
			計	510	人	474	人				
				1,204	人	1,273	人				
			計	1,714	人	1,747	人				

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。



収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 病院事業収益	3,979,046	292,050	4,271,096
第1項 医療収益	63,393	2,190	65,583
第2項 医療外収益	3,915,653	289,860	4,205,513

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 病院事業費用	4,088,355	386,203	4,474,558
第1項 医療費用	2,857,033	127,953	2,984,986
第2項 医療外費用	1,217,331	163,392	1,380,723
第3項 特別損失	13,991	94,858	108,849

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的収入	26,449,881	727,877	27,177,758
第1項	企業債	24,512,000	740,000	25,252,000
第2項	補助金	9,120	1	9,119
第3項	負担金交付金	1,928,761	12,122	1,916,639

支出

科	目	補正前の予定額 千円	補正予定額 千円	計 千円
第1款	資本的支出	26,449,881	727,877	27,177,758
第1項	建設改良費	25,861,517	727,877	26,589,394

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額を次のとおり改める。

款	項	事業名	元		金額		変更金額	
			総額	千円	年度	年割額	総額	年度
1	資本的支出	1 建設改良費	23,578,678	千円	30	22,076	30	22,076
					元	513,091	元	513,091
					2	42,750	2	42,750
					3	1,513,823	3	1,513,823
					4	7,503,279	4	7,503,279
				5	13,983,659	5	14,723,958	
		県央基幹病院新築事業	24,318,977					

(企業債)

第6条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元	金額	変更金額
病院整備事業費	千円	24,512,000	千円 25,252,000

(他会計からの補助金)

第7条 病院事業の促進のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を1,702,632千円に改める。

令和5年度新潟県流域下水道事業会計補正予算

(総則)

第1条 令和5年度新潟県流域下水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量を次のとおり改める。

区	分	元 予 定 量	変 更 予 定 量
1 営 業 関 係	2 年 間 総 処 理 水 量	79,578,926 立方メートル	78,148,619 立方メートル
	3 一 日 平 均 処 理 水 量	218,024 立方メートル	214,106 立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 流域下水道事業収益	12,920,981	△ 64,293	12,856,688
第1項 営業収益	4,721,283	△ 83,469	4,637,814
第2項 営業外収益	8,199,688	19,186	8,218,874
第3項 特別利益	10	△ 10	

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計 千円
第1款 流域下水道事業費用	12,142,864	△ 322,108	11,820,756
第1項 営業費用	11,227,754	△ 329,657	10,898,097
第2項 営業外費用	815,100	7,559	822,659
第3項 特別損失	10	△ 10	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。ただし、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,292,787千円は、当年度分損益勘定留保資金1,408,822千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額303千円及び当年度利益剰余金処分額883,662千円で補てんする。

収 入

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 資本的収入	5,819,965	△ 1,215,510	4,604,455
第1項 企業債	1,636,200	△ 262,600	1,373,600
第2項 国庫補助金	2,776,110	△ 656,487	2,119,623
第3項 他会計補助金	46,432	△ 16,916	29,516
第4項 負担金	1,289,923	△ 279,507	1,010,416

支 出

科 目	補正前の予定額 千円	補 正 予 定 額 千円	計
第1款 資本的支出	8,098,453	△ 1,201,211	6,897,242
第1項 建設改良費	5,359,492	△ 1,219,037	4,140,455
第2項 企業債償還金	2,717,803	17,825	2,735,628
第5項 国庫補助金返還金		1	1

(企業債)

第5条 起債の限度額を次のとおり改める。

起債の目的	元金額	変更金額
流域下水道事業	千円 1,243,500	千円 980,900

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額を次のとおり改める。

経費	元金額	変更金額
職員給与費	千円 307,367	千円 313,986

(他会計からの補助金)

第7条 流域下水道事業の経営の健全化を促進するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を2,521,492千円に改める。

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金の処分額を883,662千円に改め、次のとおり処分するものと改める。

区分	元金額	変更金額
減債積立金	千円 851,335	千円 883,662

令和5年度新潟県一般会計補正予算

令和5年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加及び変更は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正  
1 追加

款	項	事業名	金額
第2款 総務費	第1項 政策費	特定地域の自立・安全を支援する事業費	5,320千円
		地域活性化推進費	197,530
第2項 総務管理費	第2項 総務管理費	無線システム普及支援補助金	13,300
		総合研修センター修繕費	14,300
		本庁舎整備費	263,826
		庁舎修繕費	66,915



		県有財産管理費	3,359
		防災行政無線体制整備費	27,773
第3款	環境費	地域脱炭素パッケージ支援費	11,980
		県有施設の脱炭素設備導入費	179,597
第4款	福祉保健費	福祉保健部地域機関等整備費	23,131
		新潟ユニゾンプラザ施設設備整備費	12,359
		地域基幹病院整備補助金	64,642
		回復期リハビリテーション病棟等施設整備事業費	31,521
		医師の働き方改革支援費	8,234
		高齢者福祉施設整備補助金	636,768
		分娩取扱施設等整備費	29,481
		障害児性被害防止対策事業費	1,875
		バリアフリーーまちづくり事業費	548,668
		障害者支援施設等整備補助金	193,838

	第9項	子ども家庭費	子どもの性被害防止対策事業費	1,350
	第10項	感染症対策費	感染症対策推進費	140,196
			新型コロナウイルス感染症医療提供体制整備費	5,000
			新型コロナウイルス感染症宿泊・自宅療養体制整備費	510,432
第5款	労働費	第2項	しごと定住促進費	1,804
第6款	産業費	第3項	雇用能力開発費	15,000
		第1項	産業政策費	1,218
		第2項	地域産業振興費	2,500
		第3項	創業・イノベーション推進費	6,170
		第5項	観光費	4,114
第7款	農林水産業費	第3項	農産園芸費	27,358
		第7項	水産業費	130,788
			漁業	1,150
			漁業	9,318

	県営漁港海岸保全施設点検費	5,985	
	県営漁港海岸保全事業費	140,897	
	市町村営水産物供給基盤機能保全事業補助金	62,919	
	市町村営漁業集落環境整備事業補助金	5,280	
	市町村営地方創生港整備事業補助金	238,444	
	県営漁港整備事業費	14,436	
第8項 林業費	林道改良事業助成費	109,970	
	県単林道整備事業補助金	3,177	
	地域活性化林道事業費	59,989	
	県営貯木場跡地護岸整備費	71,419	
	新潟県産材の家づくり支援補助金	28,000	
	林業・木材産業生産基盤強化対策事業補助金	22,790	
	予防治山事業費	155,003	
	地すべり防止事業費	31,608	

	機能強化・老朽化対策事業費	20,308
	緊急防災減災対策総合治山事業費	60,551
	緊急総合地すべり防止事業費	121,764
	災害関連緊急治山等事業費	46,857
	小規模治山事業費	41,554
	小規模治山事業補助金	3,600
第9項	農地管理費	750,000
	基幹水利施設管理事業補助金	39,204
第10項	農地整備費	95,000
	災害関連緊急地すべり対策事業費	5,000
	県営民間技術連携型棚田地域振興整備事業費	5,000
	団体営基幹水利施設ストックマネジメント事業助成費	238,180
	地域農業水利施設ストックマネジメント事業助成費	108,483
	団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業助成費	53,215
	団体営土地改良施設突発事故復旧事業助成費	30,400

	団体営災害関連事業助成費	14,300
	園芸産地化耕作条件改善事業助成費	525
	団体営里地棚田保全整備事業助成費	17,825
	耕作条件改善事業助成費	57,035
	県単地すべり防止事業費	72,000
	県単農業・農村整備事業補助金	22,527
	県単地すべり防止事業調査費	500
	防災・減災対策農業水利施設 点検・調査計画費	280,000
	防災・減災対策農業水利施設点検・調査計画 事業補助金	495,000
第11項 農地計画費	県営農業農村整備調査計画費	88,739
	棚田地域情報通信環境整備計画策定事業費	3,880
	団体営農業用水水利権変更更新調査事業補助金	1,950
	団体営調査設計事業補助金	62,100
	地籍調査事業費	113,915

第8款 土 木 費	第1項 土 木 管 理 費	廃 道 敷 道 管 理 費	24,381
		道 路 台 帳 整 備 費	6,425
		河 川 台 帳 整 備 費	2,277
		土 木 施 設 等 環 境 整 備 対 策 費	445,172
		う る お い の 新 潟 創 成 事 業 費	43,918
		公 共 事 業 企 画 調 査 費	7,105
		社 会 資 本 長 寿 命 化 対 策 費	333,522
		管 理 関 係 道 路 調 査 費	596,081
		建 設 関 係 道 路 調 査 費	71,258
		道 路 維 持 管 理 費	975,255
	第2項 道 路 橋 り よ う 費	奥 只 見 シ ル バ ル パ ー ラ イ ン 維 持 管 理 費	52,306
		弥 彦 山 ・ 七 浦 道 路 維 持 管 理 費	24,000
		舗 装 道 路 維 持 修 繕 費	107,992
		橋 り よ う 維 持 修 繕 費	369,834

陸道維持修繕費	56,006
防災・防雪施設維持修繕費	17,000
道路改築費(県単)	656,945
地域づくり基盤道路整備事業費	1,082,227
道路安全施設費	446,016
道路改善費	614,065
道路防災対策費	130,288
橋りょう補修費(県単)	807,396
陸道補修費	384,983
舗装道路補修費	957,554
防災・防雪施設補修費	320,282
雪寒対策機械整備費	926,562
雪寒施設整備費	85,622
道路融雪施設補修費	1,326,515

	除雪パトロール省力化推進費	53,000
	電源立地関係道路費	15,704
第3項 河川海岸費	排水機場等維持管理費	22,237
	排水機場等整備費	9,608
	河川調査費	6,181
	海岸調査費	4,717
	豪雨時の主体的な避難行動支援費	15,619
	河川維持費	168,182
	河川補修費	1,065,616
	ふるさと川の川づくり協働事業費	1,000
	河川環境整備費	7,582
	河川災害復旧助成費	420,491
	河川整備備費	484,943
	海岸環境整備備費	12,000



海岸	維持費	172,464
海岸	施設補修費	125,000
海岸	整備費	112,395
ダム	維持管理費	34,907
ダム	施設緊急整備事業費	319,922
ダム	(治水・発電)効果の運用検討事業費	16,532
砂防	施設等管理費	5,963
河川	砂防調査費	122,792
地すべり	調査費	2,378
急傾斜地崩壊対策	調査費	146
雪崩対策	調査費	325
砂防	設備修繕費	13,171
砂防	施設維持修繕費	7,849
地すべり防止施設	維持修繕費	8,244

	急傾斜地崩壊防止施設維持修繕費	7,721
	集落雪崩対策施設維持修繕費	950
	砂防工事費	87,790
	土砂災害・火山噴火緊急事業費	174,600
	障害防止費	87,011
	情報システム修正費	789
	気象観測機器更新費(砂防)	1,300
	災害関連緊急地すべり対策費	836,043
	地すべり防止工事費	101,396
	急傾斜地崩壊防止工事費	28,922
	集落雪崩対策費	10,000
	都市計画基礎調査費	2,734
	長期未着手都市計画道路見直し事業費	3,333
	空き家対策支援事業費	1,471
	都市計画費	

	街路整備費	160,700	
	政令指定都市拠点化支援交付金	113,400	
	公園整備費	453,000	
	公園整備費(県単)	238,900	
	公園維持管理費	37,000	
	にぎわい空間創出支援モデル事業費	400	
	公園調査費	12,000	
	流域別下水道整備総合計画策定費	8,048	
第6項 建築費	がけ地近接等危険住宅移転補助金	3,413	
	耐震すまいづくり支援費	333	
	耐震建物づくり支援費	1,619	
	空き家再生等支援費	30,000	
	既設公営住宅改善費	251,082	
	公営住宅建設費	62,600	

	住	環境	整備	費	11,842
	県	営	住宅	管理	43,528
第7項	交通	策		費	91,745
第8項	港	振		費	154,561
	万	代	島	施設	3,410
第9項	港	湾		費	9,092
	港	湾	施設	維持	168,047
	港	湾	等	調査	902,004
	港	湾	修	繕	153,652
	港	湾	整	備	139,852
	港	湾	環	境	50,511
第10項	空	港		費	32,000
	佐	渡	空	港	2,500
	佐	渡	空	港	142,000

第9款 警 察 費	第1項 警 察 管 理 費	警察庁舎等特別修繕費	56,063
		舟艇管理費	38,700
		航空機特別補修費	9,240
		南魚沼警察署建築費	699,186
		交番駐在所建築費	17,698
		警察署等整備費	21,898
		第10款 教 育 費	第3項 高 等 学 校 費
	高校大規模・耐震改修費(県単)	1,038,214	
	高等学校冷房整備費	36,423	
	高校環境整備費	201,920	
	高校外壁老朽化対策費	34,300	
	高校校修繕費	9,406	
	高等学校環境改善補修費	2,461	
	高校老朽化・事故防止緊急対策費	116,327	

	特別支援学校廃棄物処理費		780
	特別支援学校環境整備費(県単)		28,633
	県央地区特別支援学校(仮称)建設費		111,488
	図書館等改修費		129,489
	学校における性被害防止対策費		2,700
	ことものの性被害防止対策費		1,050
第11款 災害復旧費	林道施設災害復旧事業助成費		432,842
	治山施設災害復旧費		133,952
	耕地災害復旧費		2,588,232
	建設関係災害復旧費		2,560,751
	県単災害復旧費		41,109
第4項 特別支援学校費		<b>34,023,080</b>	
第6項 生涯学習推進費			
第7項 保健体育費			
第8項 私学教育振興費			
第1項 農林水産施設災害復旧費	農林水産施設災害復旧費		
	土木災害復旧施設費		
<b>合</b>	<b>計</b>		

2 変 更				
款	項	事 業 名	補 正 前 の 額	補 正 後 の 額
第3款 環 境 費	第2項 環 境 対 策 費	自然公園等施設整備交付金事業費	千円 55,645	千円 73,145
第4款 福 祉 保 健 費	第7項 生 活 衛 生 費	生活基盤施設耐震化等補助金	2,676,567	3,120,518
第7款 農 林 水 産 業 費	第2項 地 域 農 政 推 進 費	農 林 水 産 業 総 合 振 興 事 業 助 成 費	221,000	288,014
		經 営 構 造 対 策 事 業 助 成 費	1,396,146	3,274,992
	第3項 農 産 園 芸 費	農 作 物 鳥 獣 害 対 策 補 助 金	157,712	224,295
	第7項 水 産 業 費	県 営 水 産 生 産 基 盤 整 備 事 業 費	57,200	367,569
		県 営 水 産 物 供 給 基 盤 機 能 保 全 事 業 費	197,000	440,961
	第8項 林 業 費	林 道 開 設 事 業 費	134,930	208,920
		き の こ 王 国 支 援 事 業 補 助 金	22,000	36,000
		民 有 林 造 林 奨 励 補 助 金	214,774	797,365
		き の こ 生 産 施 設 等 復 旧 対 策 事 業 補 助 金	60,000	75,000
		復 旧 治 山 事 業 費	363,550	473,162

		緊急機能強化・老朽化対策事業費	321,263	377,057
第10項 農地基盤整備費	県営かんがい排水事業費	1,403,669	2,103,669	
	県営基幹水利用施設 ストックマネジメント事業費	1,010,537	1,372,546	
	県営農地防災排水事業費	591,048	631,048	
	県営湛水防除事業費	2,232,077	2,332,077	
	県営地すべり対策農地事業費	322,520	642,520	
	県営ため池等整備事業費	1,098,058	1,308,058	
	県営地盤沈下対策農地事業費	879,366	1,599,366	
	県営中山間地域総合農地防災事業費	47,609	91,609	
	県営特定農業用管水路等特別対策事業費	111,426	113,426	
	県営防災重点農業用ため池緊急整備事業費	685,695	760,695	
	県営経営体育成基盤整備事業費	14,164,228	16,255,370	
	県営農道橋等保全対策事業費	46,596	107,096	
県営中山間地域対策事業費	748,677	1,369,963		



第8款 土 木 費	第2項 道路橋りょう費	団体営農道保全対策事業助成費	32,941	97,061
		団体営農業集落排水事業助成費	21,727	406,672
		道路改良築設費	1,241,946	5,710,011
		災害防除施設費	436,359	962,106
		交通安全施設費	318,134	783,535
		橋りょう補修費	5,126,130	5,300,296
		緊急地方道路整備費	3,867,470	9,446,304
		緊急地方道路整備費(街路)	290,388	1,672,141
		河川管理施設機能確保事業費	554,400	602,427
		総合流域防災対策情報基盤等整備費	184,800	351,950
		第3項 河川海岸費	広域河川改修費	2,111,550
河川総合流域防災対策整備費	394,800		558,045	
河川災害復旧関連緊急事業費	630,000		1,740,000	
海岸侵食対策費	39,900		216,900	

	海岸高潮対策費	105,000	142,000
	海岸老朽化対策費	67,200	171,200
	河川総合開発事業費	110,000	384,043
	堰堤改良費	676,046	717,228
第4項	砂防費	1,092,000	2,797,936
	火山砂防費	312,000	658,321
	砂防総合流域防災対策整備費	1,275,196	1,516,743
	地すべり対策費	1,227,200	1,484,607
	急傾斜地崩壊対策費	616,720	831,295
第5項	都市計画費	16,700	38,280
	街路事業費	10,000	810,000
第6項	建築費	209,950	488,950
第7項	交通政策費	18,600	68,600
第9項	港湾費	240,000	1,550,475

		港湾施設改良統合補助事業費	180,000	794,644
		港湾海岸保全費	150,000	524,596
第10款	教育費	県立学校整備関係費	2,962	12,789
		特別支援学校大規模・耐震改修費(原単)	173,753	194,186
		<b>合 計</b>	<b>63,736,663</b>	<b>98,216,615</b>

令和5年度新潟県有林事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県有林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。  
(繰越明許費)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

第1表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
第1款 県有林事業費	第1項 事業費	明治百年記念県行造林事業費	千円 13,012
<b>合</b>	<b>計</b>		<b>13,012</b>

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計補正予算

令和5年度新潟県港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(繰越明許費の補正)

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

第1表 繰越明許費補正  
1 追加

款	項	事業名	金額
第1款 港湾整備事業費	第1項 事業費	港湾施設管理費	197,603 千円
		港湾施設整備費	836,500
合	計		1,034,103

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり開催する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

1 講習の期日及び場所

講習区分	講習期日	講習会場
特殊消防用設備等	7月17日（水）	新潟ユニゾンプラザ
消火設備	7月24日（水）	新潟ユニゾンプラザ
	11月6日（水）	新潟ユニゾンプラザ
	11月19日（火）	ハイブ長岡
警報設備	7月25日（木）	新潟ユニゾンプラザ
	11月7日（木）	新潟ユニゾンプラザ
	11月14日（木）	上越テクノスクール
避難設備・消火器	11月20日（水）	ハイブ長岡
	7月26日（金）	新潟ユニゾンプラザ
	11月8日（金）	新潟ユニゾンプラザ
	11月15日（金）	上越テクノスクール
	11月21日（木）	ハイブ長岡

2 講習区分及び講習の対象となる消防設備士の種類

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
特殊消防用設備等	甲種特類
消火設備	甲種第1類、甲種第2類、甲種第3類 乙種第1類、乙種第2類、乙種第3類
警報設備	甲種第4類、乙種第4類、乙種第7類
避難設備・消火器	甲種第5類、乙種第5類、乙種第6類

3 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2時間30分
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4時間
(3) 効果測定	30分程度

4 受講申請手続

(1) 受付期間

① 7月講習

令和6年6月10日（月）から令和6年6月18日（火）まで

② 11月講習

令和6年9月2日（月）から令和6年9月10日（火）まで

(2) 受付場所

新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルⅡ 2階 一般財団法人新潟県消防設備協会

(3) 必要書類等

① 受講申請書（講習区分ごとに提出する。）

② 写真1枚（受講申請書提出前6か月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルで正面無帽上半身のもの。受講申請書の写真欄に貼付する。）

③ 受講手数料7,000円（令和6年8月31日までに納付する場合は、新潟県収入証紙、令和6年9月1日以降に納付する場合は、記入式納付書の納付済証又は新潟県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付すること。）

5 その他

(1) 受講案内書及び受講申請書配布場所

一般財団法人新潟県消防設備協会、新潟県防災局消防課、県内消防本部及び消防署

(2) 受講時に持参するもの

消防設備士免状、受講票、筆記用具

(3) 問い合わせ先

一般財団法人新潟県消防設備協会 電話番号 025-284-2420

危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり開催する。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

1 講習会の期日及び場所

開催地	講習会場	講習種別	講習期日
新潟市	新潟テルサ	一般	令和6年6月14日（金）
新発田市	新発田市生涯学習センター	一般	令和6年6月20日（木）
佐渡市	アミューズメント佐渡	一般	令和6年6月25日（火） 令和6年6月26日（水）
糸魚川市	糸魚川建設会館	一般	令和6年6月28日（金）
上越市	リージョンプラザ上越	一般、コンビナート	令和6年7月9日（火） 令和6年7月10日（水）
長岡市	長岡リリックホール	一般	令和6年7月16日（火）
三条市	三条市体育文化会館	給油取扱所、一般	令和6年7月24日（水）
新潟市	新潟テルサ	給油取扱所、一般	令和6年7月30日（火）
村上市	村上市教育情報センター	一般	令和6年8月7日（水）
十日町市	十日町地場産センタークロス10	一般	令和6年8月23日（金）
新潟市	新潟テルサ	一般、コンビナート	令和6年8月30日（金）
長岡市	長岡リリックホール	一般	令和6年9月6日（金）
柏崎市	柏崎市文化会館アルフォーレ	一般	令和6年9月11日（水）
南魚沼市	南魚沼市ふれ愛支援センター	一般	令和6年9月19日（木）
上越市	リージョンプラザ上越	一般、コンビナート	令和6年9月26日（木） 令和6年9月27日（金）
糸魚川市	糸魚川建設会館	一般	令和6年10月1日（火）
新潟市	新潟テルサ	一般	令和6年10月9日（水）
小千谷市	小千谷市総合福祉センターサンラックおぢや	一般	令和6年10月17日（木）
新発田市	新発田市生涯学習センター	一般	令和6年10月25日（金）
新潟市	新潟テルサ	一般、コンビナート	令和6年11月5日（火）
三条市	三条市体育文化会館	一般	令和6年11月14日（木）
上越市	リージョンプラザ上越	コンビナート	令和6年11月19日（火）

2 講習の対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者とする。

3 講習時間等

受付時間 午前の講習の場合は、9時から

午後の講習の場合は、13時から

講習時間 午前の講習の場合は、9時30分から12時30分まで

午後の講習の場合は、13時30分から16時30分まで

4 受講申請受付期間

(1) 講習期日が6月14日（金）のときは、令和6年5月9日（木）から23日（木）まで

(2) 講習期日が6月20日（木）のときは、令和6年5月16日（木）から30日（木）まで

(3) 講習期日が6月25日（火）、26日（水）のときは、令和6年5月21日（火）から6月4日（火）まで

(4) 講習期日が6月28日（金）のときは、令和6年5月24日（金）から6月7日（金）まで

(5) 講習期日が7月9日（火）、10日（水）のときは、令和6年6月4日（火）から18日（火）まで

- (6) 講習期日が7月16日(火)のときは、令和6年6月11日(火)から25日(火)まで
- (7) 講習期日が7月24日(水)のときは、令和6年6月19日(水)から7月3日(水)まで
- (8) 講習期日が7月30日(火)のときは、令和6年6月25日(火)から7月9日(火)まで
- (9) 講習期日が8月7日(水)のときは、令和6年7月3日(水)から17日(水)まで
- (10) 講習期日が8月23日(金)のときは、令和6年7月19日(金)から8月2日(金)まで
- (11) 講習期日が8月30日(金)のときは、令和6年7月26日(金)から8月9日(金)まで
- (12) 講習期日が9月6日(金)のときは、令和6年8月2日(金)から16日(金)まで
- (13) 講習期日が9月11日(水)のときは、令和6年8月7日(水)から21日(水)まで
- (14) 講習期日が9月19日(木)のときは、令和6年8月16日(金)から29日(木)まで
- (15) 講習期日が9月26日(木)、27日(金)のときは、令和6年8月22日(木)から9月5日(木)まで
- (16) 講習期日が10月1日(火)のときは、令和6年8月27日(火)から9月10日(火)まで
- (17) 講習期日が10月9日(水)のときは、令和6年9月4日(水)から18日(水)まで
- (18) 講習期日が10月17日(木)のときは、令和6年9月12日(木)から26日(木)まで
- (19) 講習期日が10月25日(金)のときは、令和6年9月20日(金)から10月4日(金)まで
- (20) 講習期日が11月5日(火)のときは、令和6年10月1日(火)から15日(火)まで
- (21) 講習期日が11月14日(木)のときは、令和6年10月10日(木)から24日(木)まで
- (22) 講習期日が11月19日(火)のときは、令和6年10月15日(火)から29日(火)まで

#### 5 受講申込先

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル内  
郵便番号950-0965 電話番号025-285-3490  
公益財団法人新潟県危険物安全協会

#### 6 受講手数料

5,300円(令和6年8月31日までに納付する場合は、新潟県収入証紙、令和6年9月1日以降に納付する場合は、記入式納付書の納付済証又は新潟県収入証紙を受講申請書の手数料欄に貼付すること。)

#### 7 その他

- (1) 受講当日、受講者は危険物取扱者免状、受講票及び筆記用具を持参すること。
- (2) 受講申請書は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会、市町村消防本部(署)並びに新潟県防災局消防課に準備してある所定の用紙を使用すること。
- (3) この講習についての照会は公益財団法人新潟県危険物安全協会(電話番号025-285-3490)へ行うこと。

---

### 調理師試験の実施について(公告)

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、令和6年度新潟県調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第3条の2第2項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

#### 1 試験日時

##### (1) 本試験

令和6年10月26日(土) 午後1時30分から3時30分まで  
ただし、午後1時までに指定の座席へ着席すること。

##### (2) 再試験

災害等、やむを得ない事情により試験を延期する場合、再試験を実施する。  
令和6年12月14日(土) 午後1時30分から3時30分まで  
ただし、午後1時までに指定の座席へ着席すること。

#### 2 本試験の場所

新潟大学 五十嵐キャンパス 総合教育研究棟B棟(新潟市西区五十嵐2の町8050)

#### 3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

#### 4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(中学校卒業以上の者)又は調理師法附則第3項の



規定に該当する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて、2年以上、調理業務に従事した者。

なお、正規職員以外（パート・アルバイト等）であっても、週4日かつ1日6時間以上又は週5日かつ1日5時間以上の勤務（実働）を原則とし、反復継続的に調理業務に従事している場合は、当該雇用形態で勤務していた期間を調理業務に従事した期間としてみなすことができるものとする。

## 5 提出書類

- (1) 受験申請書
- (2) 受験票・写真台帳
- (3) 受験手数料の領収証書
- (4) 受験票送付用封筒
- (5) 卒業証明書
- (6) 調理業務従事証明書
- (7) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書（該当者のみ）
- (8) 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）等（該当者のみ）（発行後6ヶ月以内のもの）
- (9) 国籍等表示のある住民票（外国籍の方のみ）（発行後6ヶ月以内のもの）

上記(1)～(4)及び(6)については、公益社団法人調理技術技能センターが定める様式を使用すること。

なお、平成30年度以降に新潟県調理師試験を申し込んだ者については、その際に交付された受験票を提出することにより、上記(5)、(6)及び(7)の提出を省略することができる。過去の受験票を紛失した場合は、本人確認のできる公的証明書（運転免許証・健康保険証等）のコピーを提出すること。

## 6 受験手数料

- (1) 受験手数料は、6,400円を受験申請用書類に同封されている払込取扱票にて支払い後、金融機関の領収印が押印された領収証書を受験票の裏面に貼付すること。
- (2) 受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても受験手数料を返還しない。

## 7 受験申請に関する書類の受付期間及び提出先

### (1) 一般郵送受付

申請用封筒に提出書類一式を封入の上、「簡易書留」で郵送すること。

#### ア 受付期間

令和6年5月7日（火）から6月3日（月）まで（当日消印有効）

#### イ 提出先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

（〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階）

## 8 合格者の発表

令和6年12月13日（金）

## 9 その他

受験手続に関する問い合わせは、公益社団法人調理技術技能センター（03-3667-1815）へ行うこと。

### 特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての競争入札に参加しようとする者の令和6年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に令和8年3月31日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

令和6年4月2日

新潟県知事 花角 英世

## 1 調達をする物品等の種類

次のとおりとする。

- (1) 文具事務機器類
- (2) 家具類
- (3) 印刷・印章類
- (4) 機械類
- (5) 薬品・肥飼料・資材類

- (6) 車両・船舶類
- (7) 燃料・油脂類
- (8) 工事用材料類
- (9) 雑類

## 2 競争入札に参加することができる者

- (1) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- (2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）
- (3) 後記3に規定する税について未納がない者
- (4) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - ウ 暴力団員であると認められる者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
  - キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

## 3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、物品等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

### (1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- オ 新潟県の県税納税証明書
- カ 法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

### (2) 個人の場合

- ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）（被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書

- ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
  - エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
  - オ 新潟県の県税納税証明書
  - カ 所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）
  - キ 消費税及び地方消費税の納税証明書
  - ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 4 申請書類の作成に用いる言語等
- (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。  
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
  - (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
- 5 申請書用紙の入手方法
- 新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することが可能である。  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/5buppin.html>
- 6 申請の時期
- 令和7年3月31日まで随時受け付ける。  
なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。
- 7 資格審査結果の通知
- 物品等入札参加資格を有すると決定したときは、物品等入札参加資格承認通知書により通知する。
- 8 資格の有効期間
- 物品等入札参加資格決定の日から令和8年3月31日までとする。
- 9 申請書の提出先及び照会先
- 郵便番号950-8570  
新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県出納局会計検査課調達契約係  
電話025-280-5490（直通）

#### 特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する庁舎等管理業務の委託についての競争入札に参加しようとする者の令和6年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に令和8年2月28日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

令和6年4月2日

新潟県知事 花 角 英 世

#### 1 調達をする庁舎等管理業務の種類

次のとおりとする。

- (1) 建築物清掃業務
- (2) 建築物空気環境測定業務
- (3) 建築物飲料水水質検査業務
- (4) 建築物飲料水貯水槽清掃業務
- (5) 建築物ねずみ昆虫等防除業務
- (6) 建築物空気調和用ダクト清掃業務
- (7) 建築物排水管清掃業務
- (8) 建築物環境衛生総合管理業務

#### 2 競争入札に参加することができる者

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録（以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録」という。）を受けている者（知事がこれと同等の庁舎等管理業務を遂行する能力があると認めた者を含む。）

- (2) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- (3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）
- (4) 後記3に規定する税について未納がない者
- (5) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者
  - イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者
  - ウ 暴力団員であると認められる者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者
  - カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの
  - キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

### 3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

#### (1) 法人の場合

- ア 法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県の県税納税証明書
- キ 法人税の納税証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）
- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

#### (2) 個人の場合

- ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）（被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）
- イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書
- ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類
- エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類
- オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類
- カ 新潟県の県税納税証明書
- キ 所得税の納税証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）

- ク 消費税及び地方消費税の納税証明書
- ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面
- 4 申請書類の作成に用いる言語等
- (1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。  
なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
- 5 申請書用紙の入手方法  
新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することが可能である。  
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/5chousha.html>
- 6 申請の時期  
令和7年3月31日まで随時受け付ける。  
なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。
- 7 資格審査結果の通知  
庁舎等管理業務入札参加資格を有すると決定したときは、庁舎等管理業務入札参加資格承認通知書により通知する。
- 8 資格の有効期間  
庁舎等管理業務入札参加資格決定の日から令和8年2月28日までとする。
- 9 申請書の提出先及び照会先  
郵便番号950-8570  
新潟市中央区新光町4番地1  
新潟県出納局会計検査課調達契約係  
電話025-280-5490（直通）

## 病院局公告

### 一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全身用X線CT診断装置について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年4月2日

新潟県立柿崎病院長 太田 求磨

- 1 入札に付する事項
- (1) 購入等件名及び数量  
全身用X線CT診断装置 一式
- (2) 調達案件の仕様等  
入札説明書による。
- (3) 納入期限  
令和6年10月31日（木）
- (4) 納入場所  
新潟県立柿崎病院
- (5) 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 2 入札参加資格
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「医療機器」又は「医薬品・診療材料類」に記載されている者であること。

- (4) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 3 入札説明書の交付場所等
- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先  
郵便番号 949-3216  
新潟県上越市柿崎区柿崎6412番地1  
新潟県立柿崎病院経営課  
電話番号 025-536-3131 内線113
- (2) 入札説明書の交付方法  
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限  
令和6年4月9日(火)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所  
令和6年4月12日(金)午前11時00分  
新潟県立柿崎病院 リハビリ室3
- 5 その他
- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
免除する。
- (3) 契約保証金  
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項  
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立柿崎病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。  
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法  
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等  
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
- (9) その他  
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)なお、新潟県物品等入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書(物品等入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8)を提出している者は提出不要とする。  
イ 詳細は入札説明書による。

## 選挙管理委員会告示

### ◎新潟県選挙管理委員会告示第28号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定による政治団体の届出について、訂正の報告があったので、令和5年11月21日付け新潟県選挙管理委員会告示第103号の一部を次のとおり改める。

令和6年4月2日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和6年3月18日

政治団体の名称 日本維新の会衆議院新潟県第3選挙区支部

(届出年月日令和5年10月20日) 中

項目	訂正後	訂正前
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市北区名目所2丁目 688バウムガーデンI-206号	新潟県新潟市北区名目所2丁目 668バウムガーデンI-206号

## 公安委員会告示

## ◎新潟県公安委員会告示第35号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第38条第1項の規定により少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域は、次のとおりである。

令和6年4月2日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

氏名	連絡先	活動区域	委嘱期間
青木 洋子 小林 よし子 鈴木 美恵子 大澤 眞千子	新潟警察署生活安全課	新潟警察署の管轄区域	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
仲村 幸男 市川 和弥 三井田 哲弥	新潟中央警察署生活安全課	新潟中央警察署の管轄区域	
後藤 イネ子 齋藤 素子 細野 渡 佐々木 博幸 石田 孝 大野 朱美 大竹 るり子	新潟東警察署生活安全課	新潟東警察署の管轄区域	
青柳 和洋 池田 朝子 植木 洋 原澤 秀明	新潟西警察署生活安全課	新潟西警察署の管轄区域	
横木 春三 高地 秀子 佐々木 隆子	江南警察署生活安全課	江南警察署の管轄区域	
佐藤 美加 岡本 新一 國兼 健治	新潟北警察署生活安全課	新潟北警察署の管轄区域	
武田 聡 土屋 孝司	秋葉警察署生活安全課	秋葉警察署の管轄区域	
小嶋 ノリ 和泉 徹	新潟南警察署生活安全課	新潟南警察署の管轄区域	
石田 真也 五十嵐 浩文	西蒲警察署生活安全課	西蒲警察署の管轄区域	

鈴木 一生		
磯部 傑 水野谷 理恵	村上警察署生活安全課	村上警察署の管轄区域
武田 隆 小沼 一久 井上 喜美子 桐生 博之	新発田警察署生活安全課	新発田警察署の管轄区域
神田 雄一	阿賀野警察署生活安全課	阿賀野警察署の管轄区域
佐藤 元美 庄司 博一	津川警察署生活安全課	津川警察署の管轄区域
亀山 照久 木津 勝則	五泉警察署生活安全課	五泉警察署の管轄区域
川瀬 良子 田野 温子	燕警察署生活安全課	燕警察署の管轄区域
田中 八重子 飯塚 耕一 関 博市	三条警察署生活安全課	三条警察署の管轄区域
田邊 良夫 番場 綾子	加茂警察署生活安全課	加茂警察署の管轄区域
小松 郁子 神保 千春 小林 雅俊	長岡警察署生活安全課	長岡警察署の管轄区域
蝶名林 和男 若杉 則行	見附警察署生活安全課	見附警察署の管轄区域
山崎 順市 山田 秀和	与板警察署生活安全課	与板警察署の管轄区域
渡部 透 松山 彰子	小千谷警察署生活安全課	小千谷警察署の管轄区域
今井 裕子 渡邊 喜美代	小出警察署生活安全課	小出警察署の管轄区域
佐藤 茂美	十日町警察署生活安全課	十日町警察署の管轄区域
高橋 幸伸 松原 美鈴	南魚沼警察署生活安全課	南魚沼警察署の管轄区域
内田 博志 西村 隆 竹内 義光 竹田 禎広	上越警察署生活安全課	上越警察署の管轄区域
齋藤 明美 羽藤 光治 金子 敏之 稲葉 勝則	佐渡警察署生活安全課	佐渡警察署の管轄区域